

告 示

○厚生労働省告示第八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>105単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>152単位</u></p> <p>(3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>196単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>238単位</u></p> <p>(5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 <u>274単位</u></p> <p>(6) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>309単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数</p>	<p>別表</p> <p>介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>102単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>148単位</u></p> <p>(3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>191単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>232単位</u></p> <p>(5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 <u>268単位</u></p> <p>(6) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>302単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数</p>

二 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 196単位
 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位
 (4) 所要時間1時間30分以上の場合 343単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 101単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第2号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）、指定障害福祉サービス基準第43条の2に規定する共生型居宅介護（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う事業所（以下「共生型居宅介護事業所」という。）の従業者（同条第1号の規定により置くべき従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（以下「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、共生型居宅介護又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

二 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 102単位
 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 191単位
 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 268単位
 (4) 所要時間1時間30分以上の場合 336単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 98単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第2号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）、指定障害福祉サービス基準第43条の2に規定する共生型居宅介護（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う事業所（以下「共生型居宅介護事業所」という。）の従業者（同条第1号の規定により置くべき従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、共生型居宅介護又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 633単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7~9 (略)

9の2 別に厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者(指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

9の3~14 (略)

15 注14の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

16 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項(指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

17 (略)

2~4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 633単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

7~9 (略)

9の2 別に厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者(指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

9の3~14 (略)

(新設)

(新設)

15 (略)

2~4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の220に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
(削る)

(削る)

(削る)

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

- (1) 所要時間1時間未満の場合 185単位
- (2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 275単位
- (3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 367単位
- (4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 458単位
- (5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 550単位
- (6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 640単位
- (7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 732単位
- (8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 817単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴ ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

- (1) 所要時間1時間未満の場合 184単位
- (2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位
- (3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 366単位
- (4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 457単位
- (5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 549単位
- (6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 639単位
- (7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 731単位
- (8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 816単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,171単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(1) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(2) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院(以下「病院等」という。)に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 185単位

(2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 275単位

(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 367単位

(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 458単位

(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 550単位

(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 640単位

(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 732単位

(8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 817単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1～11 (略)

12 注11の加算が算定されている指定重度訪問介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

13 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

14 (略)

2 (略)

2の2 移動介護緊急時支援加算 240単位

注 重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であつて、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、^{かたん}喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,817単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(2) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,499単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院(以下「病院等」という。)に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 184単位

(2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位

(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 366単位

(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 457単位

(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 549単位

(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 639単位

(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 731単位

(8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 816単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,171単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,817単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,499単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1～11 (略)

(新設)

(新設)

12 (略)

2 (略)

(新設)

3～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合 190単位

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 300単位

ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 433単位

3～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合 184単位

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 292単位

ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 421単位

- ニ 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合 498単位
- ホ 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 563単位
- ヘ 所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合 628単位
- ト 所要時間 3時間以上の場合 693単位に所要時間 3時間から計算して所要時間30分を増すごとに65単位を加算した単位数

注 1～9 (略)

10 注9の加算が算定されている指定同行援護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

12 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

- ニ 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合 485単位
- ホ 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 548単位
- ヘ 所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合 611単位
- ト 所要時間 3時間以上の場合 674単位に所要時間 3時間から計算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数

注 1～9 (略)

(新設)

(新設)

10 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の220に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	258単位
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	407単位
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	592単位
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	741単位
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	891単位
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,040単位
ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,191単位
チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,340単位
リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,491単位
ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,641単位
ル 所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,791単位
ヲ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,940単位
ワ 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,091単位
カ 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,240単位
ヨ 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,391単位
タ 所要時間7時間30分以上の場合	2,540単位

注1～8 (略)

9 注8の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算する。

10 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

11 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	255単位
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	403単位
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	587単位
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	735単位
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	884単位
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,032単位
ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,182単位
チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,330単位
リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,480単位
ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,628単位
ル 所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,777単位
ヲ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,925単位
ワ 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,075単位
カ 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,223単位
ヨ 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,373単位
タ 所要時間7時間30分以上の場合	2,520単位

注1～8 (略)

(新設)

(新設)

9 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3

までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
(削る)
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
(削る)

(削る)

6. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

- (一) 利用定員が40人以下 965単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 939単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 891単位
- (四) 利用定員が81人以上 853単位

(2) 療養介護サービス費(II)

- (一) 利用定員が40人以下 703単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 667単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 619単位
- (四) 利用定員が81人以上 589単位

月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の250に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

- (一) 利用定員が40人以下 948単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 922単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 875単位
- (四) 利用定員が81人以上 838単位

(2) 療養介護サービス費(II)

- (一) 利用定員が40人以下 690単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 655単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 608単位
- (四) 利用定員が81人以上 578単位

(3) 療養介護サービス費Ⅲ

- (一) 利用定員が40人以下 556単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 527単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 497単位
- (四) 利用定員が81人以上 475単位

(4) 療養介護サービス費Ⅳ

- (一) 利用定員が40人以下 445単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- (四) 利用定員が81人以上 361単位

(5) 療養介護サービス費Ⅴ

- (一) 利用定員が40人以下 445単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- (四) 利用定員が81人以上 361単位

□ 経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費Ⅰ

- (一) 利用定員が40人以下 902単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 902単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 873単位
- (四) 利用定員が81人以上 838単位

注1 イの(1)から(4)までについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護（指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) (略)
- (2) 区分5（区分省令第1条第6号に掲げる区分5をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者であること。

(一) 進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下「重症心身障害者」という。）であること。

(二) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。

(三) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。

(3) 療養介護サービス費Ⅲ

- (一) 利用定員が40人以下 546単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 517単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 488単位
- (四) 利用定員が81人以上 466単位

(4) 療養介護サービス費Ⅳ

- (一) 利用定員が40人以下 437単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 401単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 374単位
- (四) 利用定員が81人以上 354単位

(5) 療養介護サービス費Ⅴ

- (一) 利用定員が40人以下 437単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 401単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 374単位
- (四) 利用定員が81人以上 354単位

□ 経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費Ⅰ

- (一) 利用定員が40人以下 886単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 886単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 857単位
- (四) 利用定員が81人以上 823単位

注1 イの(1)から(4)までについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護（指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) (略)
- (2) 区分5（区分省令第1条第6号に掲げる区分5をいう。以下同じ。）以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下「重症心身障害者」という。）であること。

(新設)

(新設)

(新設)

四) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。

(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。

(4) (略)

2～9 (略)

10 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単

(新設)

(新設)

(3) (略)

2～9 (略)

10 指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単

位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

（一）区分6	1,288単位
（二）区分5	964単位
（三）区分4	669単位
（四）区分3	599単位
（五）区分2以下	546単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一）区分6	1,147単位
（二）区分5	853単位
（三）区分4	585単位
（四）区分3	524単位
（五）区分2以下	476単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

（一）区分6	1,108単位
（二）区分5	820単位
（三）区分4	562単位
（四）区分3	496単位
（五）区分2以下	453単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

（一）区分6	1,052単位
（二）区分5	785単位
（三）区分4	543単位
（四）区分3	487単位
（五）区分2以下	439単位

(5) 利用定員が81人以上

（一）区分6	1,039単位
（二）区分5	774単位
（三）区分4	541単位
（四）区分3	484単位
（五）区分2以下	434単位

位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

（一）区分6	1,291単位
（二）区分5	969単位
（三）区分4	687単位
（四）区分3	617単位
（五）区分2以下	564単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一）区分6	1,151単位
（二）区分5	859単位
（三）区分4	605単位
（四）区分3	544単位
（五）区分2以下	496単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

（一）区分6	1,111単位
（二）区分5	824単位
（三）区分4	573単位
（四）区分3	507単位
（五）区分2以下	464単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

（一）区分6	1,055単位
（二）区分5	789単位
（三）区分4	554単位
（四）区分3	498単位
（五）区分2以下	450単位

(5) 利用定員が81人以上

（一）区分6	1,038単位
（二）区分5	773単位
（三）区分4	540単位
（四）区分3	483単位
（五）区分2以下	433単位

- ロ 共生型生活介護サービス費
- (1) 共生型生活介護サービス費(I) 693単位
- (2) 共生型生活介護サービス費(II) 854単位

- ハ 基準該当生活介護サービス費
- (1) 基準該当生活介護サービス費(I) 693単位
- (2) 基準該当生活介護サービス費(II) 854単位

ニ (略)

注1~3 (略)

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、令和4年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 前3月における指定生活介護事業所、共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

6~8 (略)

8の2 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

8の3・9 (略)

2・3 (略)

3の2 常勤看護職員等配置加算

イ・ロ (略)

ハ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)

- (1) 利用定員が20人以下 84単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 57単位

- ロ 共生型生活介護サービス費
- (1) 共生型生活介護サービス費(I) 698単位
- (2) 共生型生活介護サービス費(II) 859単位

- ハ 基準該当生活介護サービス費
- (1) 基準該当生活介護サービス費(I) 698単位
- (2) 基準該当生活介護サービス費(II) 859単位

ニ (略)

注1~3 (略)

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5 イに掲げる生活介護サービス費及びロに掲げる共生型生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 前3月における指定生活介護事業所又は共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）の利用者のうち、当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

6~8 (略)

8の2 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

8の3・9 (略)

2・3 (略)

3の2 常勤看護職員等配置加算

イ・ロ (略)

(新設)

- (3) 利用定員が41人以上60人以下 33単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 24単位
- (5) 利用定員が81人以上 18単位

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ロの常勤看護職員等配置加算Ⅲ又はハの常勤看護職員等配置加算Ⅳを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ハの常勤看護職員等配置加算Ⅳを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。

4 イからハまでについては、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

4～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

- イ 重度障害者支援加算Ⅰ 50単位
- ロ 重度障害者支援加算Ⅲ 7単位

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算Ⅰ及び3の2のハの常勤看護職員等配置加算Ⅳを算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、加算しない。

4 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

5 イ及びロについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ロの常勤看護職員等配置加算Ⅳを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。

(新設)

3 イ及びロについては、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

4～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算 7単位

- (新設)
- (新設)
- (新設)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。以下この7の2において同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、算定しない。

3 注2の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に700単位を加算する。

(新設)

8～13 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数)
(削る)

(削る)

(削る)

8～13 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ Ⅰにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴ Ⅰにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、1から13の2までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

- ㊦ 区分6 903単位
- ㊧ 区分5 767単位
- ㊨ 区分4 634単位
- ㊩ 区分3 570単位
- ㊪ 区分1及び区分2 498単位

(2) 福祉型短期入所サービス費(II)

- ㊦ 区分6 589単位
- ㊧ 区分5 516単位
- ㊨ 区分4 311単位
- ㊩ 区分3 235単位
- ㊪ 区分1及び区分2 169単位

(3) 福祉型短期入所サービス費(III)

- ㊦ 区分3 767単位
- ㊧ 区分2 602単位
- ㊨ 区分1 498単位

(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)

- ㊦ 区分3 516単位
- ㊧ 区分2 273単位
- ㊨ 区分1 169単位

(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)

- ㊦ 区分6 1,104単位
- ㊧ 区分5 969単位
- ㊨ 区分4 835単位
- ㊩ 区分3 772単位
- ㊪ 区分1及び区分2 700単位

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

- ㊦ 区分6 902単位
- ㊧ 区分5 766単位
- ㊨ 区分4 633単位
- ㊩ 区分3 569単位
- ㊪ 区分1及び区分2 497単位

(2) 福祉型短期入所サービス費(II)

- ㊦ 区分6 588単位
- ㊧ 区分5 515単位
- ㊨ 区分4 310単位
- ㊩ 区分3 234単位
- ㊪ 区分1及び区分2 168単位

(3) 福祉型短期入所サービス費(III)

- ㊦ 区分3 766単位
- ㊧ 区分2 601単位
- ㊨ 区分1 497単位

(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)

- ㊦ 区分3 515単位
- ㊧ 区分2 272単位
- ㊨ 区分1 168単位

(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)

- ㊦ 区分6 1,103単位
- ㊧ 区分5 968単位
- ㊨ 区分4 834単位
- ㊩ 区分3 771単位
- ㊪ 区分1及び区分2 699単位

(6) 福祉型強化短期入所サービス費Ⅲ

- (一) 区分6 791単位
- (二) 区分5 719単位
- (三) 区分4 513単位
- (四) 区分3 438単位
- (五) 区分1及び区分2 370単位

(7) 福祉型強化短期入所サービス費Ⅳ

- (一) 区分3 969単位
- (二) 区分2 804単位
- (三) 区分1 700単位

(8) 福祉型強化短期入所サービス費Ⅴ

- (一) 区分3 719単位
- (二) 区分2 475単位
- (三) 区分1 370単位

ロ 医療型短期入所サービス費

- (1) 医療型短期入所サービス費Ⅰ 3,010単位
- (2) 医療型短期入所サービス費Ⅱ 2,762単位
- (3) 医療型短期入所サービス費Ⅲ 1,747単位

ハ 医療型特定短期入所サービス費

- (1) 医療型特定短期入所サービス費Ⅰ 2,835単位
- (2) 医療型特定短期入所サービス費Ⅱ 2,636単位
- (3) 医療型特定短期入所サービス費Ⅲ 1,646単位
- (4) 医療型特定短期入所サービス費Ⅳ 2,070単位
- (5) 医療型特定短期入所サービス費Ⅴ 1,943単位
- (6) 医療型特定短期入所サービス費Ⅵ 1,266単位

ニ 共生型短期入所サービス費

- (1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費Ⅰ 767単位
- (2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費Ⅱ 235単位
- (3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費Ⅰ 965単位
- (4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費Ⅱ 436単位

ホ 基準該当短期入所サービス費

- (1) 基準該当短期入所サービス費Ⅰ 767単位
- (2) 基準該当短期入所サービス費Ⅱ 235単位

注1 (略)

2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のホに規定する基準該当就労継続支援B型（以下こ

(6) 福祉型強化短期入所サービス費Ⅲ

- (一) 区分6 790単位
- (二) 区分5 718単位
- (三) 区分4 512単位
- (四) 区分3 437単位
- (五) 区分1及び区分2 369単位

(7) 福祉型強化短期入所サービス費Ⅳ

- (一) 区分3 968単位
- (二) 区分2 803単位
- (三) 区分1 699単位

(8) 福祉型強化短期入所サービス費Ⅴ

- (一) 区分3 718単位
- (二) 区分2 474単位
- (三) 区分1 369単位

ロ 医療型短期入所サービス費

- (1) 医療型短期入所サービス費Ⅰ 2,907単位
- (2) 医療型短期入所サービス費Ⅱ 2,703単位
- (3) 医療型短期入所サービス費Ⅲ 1,690単位

ハ 医療型特定短期入所サービス費

- (1) 医療型特定短期入所サービス費Ⅰ 2,785単位
- (2) 医療型特定短期入所サービス費Ⅱ 2,571単位
- (3) 医療型特定短期入所サービス費Ⅲ 1,588単位
- (4) 医療型特定短期入所サービス費Ⅳ 2,027単位
- (5) 医療型特定短期入所サービス費Ⅴ 1,893単位
- (6) 医療型特定短期入所サービス費Ⅵ 1,217単位

ニ 共生型短期入所サービス費

- (1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費Ⅰ 766単位
- (2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費Ⅱ 234単位
- (3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費Ⅰ 964単位
- (4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費Ⅱ 435単位

ホ 基準該当短期入所サービス費

- (1) 基準該当短期入所サービス費Ⅰ 766単位
- (2) 基準該当短期入所サービス費Ⅱ 234単位

注1 (略)

2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のハに規定する基準該当就労継続支援B型（以下こ

の1において「生活介護等」という。)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3～4の5 (略)

5 ロの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ロの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。

8 ハの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10 ハの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。

11 ハの(4)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

の1において「生活介護等」という。)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3～4の5 (略)

5 ロの(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

8 ハの(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハの(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10 ハの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

11 ハの(4)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 ハの(5)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 ハの(6)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハの(4)又は(5)の算定対象となる利用者については、算定しない。

13の2～15 (略)

15の2 利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。4において同じ。）において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

15の4 (略)

15の5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

16・17 (略)

2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2の2～2の4 (略)

12 ハの(5)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 ハの(6)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13の2～15 (略)

15の2 利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。4及び14において同じ。）において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

15の4 (略)

(新設)

16・17 (略)

2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2の2～2の4 (略)

3 重度障害者支援加算 50単位
注1 (略)

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に10単位を加算する。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I)	32単位
ロ 医療連携体制加算(II)	63単位
ハ 医療連携体制加算(III)	125単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	

(1) 看護を受けた利用者が1人	960単位
(2) 看護を受けた利用者が2人	600単位
(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	480単位

ホ 医療連携体制加算(V)

(1) 看護を受けた利用者が1人	1,600単位
(2) 看護を受けた利用者が2人	960単位
(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	800単位

ヘ 医療連携体制加算(VI)

(1) 看護を受けた利用者が1人	2,000単位
(2) 看護を受けた利用者が2人	1,500単位
(3) 看護を受けた利用者が3人	1,000単位

ト 医療連携体制加算(VII)

500単位

チ 医療連携体制加算(VIII)

100単位

リ 医療連携体制加算(IX)

39単位

(削る)

(削る)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

3 重度障害者支援加算 50単位
注1 (略)

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等の提供を行った場合に、更に1日につき10単位を加算する。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I)	600単位
ロ 医療連携体制加算(II)	300単位
(新設)	
(新設)	

(新設)

(新設)

ハ 医療連携体制加算(III)

500単位

ニ 医療連携体制加算(IV)

100単位

ホ 医療連携体制加算(V)

39単位

ヘ 医療連携体制加算(VI)

1,000単位

ト 医療連携体制加算(VII)

500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しく

- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。
- 4 二については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はイからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハを算定している利用者については、算定しない。
- 6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハ若しくはホを算定している利用者については、算定しない。
- 7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。
- 8 チについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。
- 9 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 二については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ、ロ、ヘ若しくはトの算定対象となる利用者については、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短

(削る)

(削る)

(削る)

6～10 (略)

11 特別重度支援加算

イ 特別重度支援加算(I)	610単位
ロ 特別重度支援加算(II)	297単位
ハ 特別重度支援加算(III)	120単位

注1 (略)

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合には、算定しない。

3 ハについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イ又はロを算定している場合には、算定しない。

12 (略)

13 日中活動支援加算 200単位

注 次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。

(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定短期入所事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者(2において「保育士等」という。)が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。

期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所等を行う場合の利用者(注6及び注7において「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)については、算定しない。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

8 ヘ及びトについては、イ又はロを算定している場合には、算定しない。

6～10 (略)

11 特別重度支援加算

イ 特別重度支援加算(I)	388単位
(新設)	
ロ 特別重度支援加算(II)	120単位

注1 (略)

(新設)

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの特別重度支援加算(I)を算定している場合には、算定しない。

12 (略)

(新設)

- (2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の57に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の74に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の170に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の42に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の31に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の30に相当する単位数、外

(削る)

(削る)

(削る)

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(削る)

(削る)

部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合にあっては1000分の69に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の17に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合については1000分の8に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合については1000分の10に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業所において行う場合については1000分の6に相当する単位数)を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合にあっては1000分の39に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合にあっては1000分の18に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合にあっては1000分の20に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の14に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。)において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 203単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 303単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,501単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 953単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,003単位

注1・2 （略）

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。

4～6 （略）

7 ロが算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数に100単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。

8 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

9 （略）

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 202単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 302単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,500単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 949単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,000単位

注1・2 （略）

（新設）

（新設）

3～5 （略）

（新設）

（新設）

6 （略）

2 (略)

2の2 初回加算 200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算する。

2の3 医療連携体制加算

イ 短期入所を提供する場合

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 医療連携体制加算(I) | 32単位 |
| (2) 医療連携体制加算(II) | 63単位 |
| (3) 医療連携体制加算(III) | 125単位 |
| (4) 医療連携体制加算(IV) | |

- | | |
|------------------------|-------|
| (一) 看護を受けた利用者が1人 | 960単位 |
| (二) 看護を受けた利用者が2人 | 600単位 |
| (三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 | 480単位 |

(5) 医療連携体制加算(V)

- | | |
|------------------------|---------|
| (一) 看護を受けた利用者が1人 | 1,600単位 |
| (二) 看護を受けた利用者が2人 | 960単位 |
| (三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 | 800単位 |

(6) 医療連携体制加算(VI)

- | | |
|------------------|---------|
| (一) 看護を受けた利用者が1人 | 2,000単位 |
| (二) 看護を受けた利用者が2人 | 1,500単位 |
| (三) 看護を受けた利用者が3人 | 1,000単位 |

(7) 医療連携体制加算(VII) 500単位

(8) 医療連携体制加算(VIII) 100単位

(削る)

(削る)

ロ、共同生活援助を提供する場合

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 医療連携体制加算(I) | 32単位 |
| (2) 医療連携体制加算(II) | 63単位 |
| (3) 医療連携体制加算(III) | 125単位 |
| (4) 医療連携体制加算(IV) | |

- | | |
|------------------------|-------|
| (一) 看護を受けた利用者が1人 | 800単位 |
| (二) 看護を受けた利用者が2人 | 500単位 |
| (三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 | 400単位 |

(5) 医療連携体制加算(V) 500単位

(6) 医療連携体制加算(VI) 100単位

注1・2 (略)

3 イの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、

2 (略)

2の2 初回加算 200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画(指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算する。

2の3 医療連携体制加算

イ 短期入所を提供する場合

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 医療連携体制加算(I) | 600単位 |
| (2) 医療連携体制加算(II) | 300単位 |
| (新設) | |
| (新設) | |

(新設)

(新設)

(3) 医療連携体制加算(III) 500単位

(4) 医療連携体制加算(IV) 100単位

(5) 医療連携体制加算(V) 1,000単位

(6) 医療連携体制加算(VI) 500単位

ロ 共同生活援助を提供する場合

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 医療連携体制加算(I) | 500単位 |
| (2) 医療連携体制加算(II) | 250単位 |
| (新設) | |
| (新設) | |

(3) 医療連携体制加算(III) 500単位

(4) 医療連携体制加算(IV) 100単位

注1・2 (略)

3 イの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等又は第10の1の2の注1に規定

- 1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等又は第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注4から注8までにおいて「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。
- 4 イの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。
- 5 イの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。
- 6 イの(4)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。
- 7 イの(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(3)を算定している利用者については、算定しない。
- 8 イの(6)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(3)若しくは(5)を算定している利用者については、算定しない。
- 9 イの(7)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者^{かくだん}に喀痰吸引^{かたん}に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 10 イの(8)については、喀痰吸引^{かたん}等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者^{かくだん}が、喀痰吸引^{かたん}等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(1)から(6)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注4、注7及び注8において「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。

- 4 イの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 5 イの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者^{かくだん}に喀痰吸引^{かたん}に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

- 6 イの(4)については、喀痰吸引^{かたん}等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者^{かくだん}が、喀痰吸引^{かたん}等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(削る)

(削る)

(削る)

11 ロの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

12 ロの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

13 ロの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

14 ロの(4)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

15 ロの(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

16 ロの(6)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(1)から(4)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

2の4～2の7 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

7 イの(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

8 イの(6)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

9 イの(5)及び(6)については、イの(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。

10 ロの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者(精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者を除く。以下この注10及び注11において同じ。)に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 ロの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

12 ロの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

13 ロの(4)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。

2の4～2の7 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

□ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ 1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費 (1日につき)

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分 6 459単位
- (2) 区分 5 387単位
- (3) 区分 4 312単位
- (4) 区分 3 236単位
- (5) 区分 2 以下 171単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

- (1) 区分 6 360単位
- (2) 区分 5 301単位
- (3) 区分 4 239単位
- (4) 区分 3 188単位
- (5) 区分 2 以下 149単位

ハ 利用定員が61人以上80人以下

- (1) 区分 6 299単位
- (2) 区分 5 251単位
- (3) 区分 4 201単位
- (4) 区分 3 165単位
- (5) 区分 2 以下 135単位

ニ 利用定員が81人以上

- (1) 区分 6 273単位
- (2) 区分 5 226単位

□ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ 1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅵ ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅶ ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の3に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費 (1日につき)

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分 6 458単位
- (2) 区分 5 386単位
- (3) 区分 4 311単位
- (4) 区分 3 235単位
- (5) 区分 2 以下 170単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

- (1) 区分 6 359単位
- (2) 区分 5 300単位
- (3) 区分 4 238単位
- (4) 区分 3 187単位
- (5) 区分 2 以下 148単位

ハ 利用定員が61人以上80人以下

- (1) 区分 6 298単位
- (2) 区分 5 250単位
- (3) 区分 4 200単位
- (4) 区分 3 164単位
- (5) 区分 2 以下 134単位

ニ 利用定員が81人以上

- (1) 区分 6 272単位
- (2) 区分 5 225単位

(3) 区分4	181単位
(4) 区分3	149単位
(5) 区分2以下	128単位

ホ (略)

注1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者）にあっては、「区分2以下」とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を除く。）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) (略)

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和4年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。注3において同じ。）の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(3) 区分4	180単位
(4) 区分3	148単位
(5) 区分2以下	127単位

ホ (略)

注1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者）にあっては、「区分2以下」とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) (略)

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。注3において同じ。）の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定障害者支援施設等であって、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に22単位を加算する。
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者(当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。)に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。
- 5 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

4~5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者(指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。以下同じ。)が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

7~10 (略)

11 経口移行加算

28単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、10の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。

- 2 イが算定されている指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、さらに1日につき所定単位数に22単位を加算する。
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 ロが算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者(当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。)に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき180単位をさらに加算する。
- 5 4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに1日につき所定単位数に700単位を加算する。

4~5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者(指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。7及び8において同じ。)が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

7~10 (略)

11 経口移行加算

28単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

12 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(I) 400単位
(2) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (1)については、指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、11の経口移行加算を算定している場合又は10の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

(削る)

(削る)

2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、(1)の経口維持加算(I)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

12の2 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

12 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(I) 28単位
(2) 経口維持加算(II) 5単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(II)は、算定しない。

イ 経口維持加算(I)

経口により食事を摂取する者であつて、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(II)

経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

(新設)

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(新設)

12の3 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、12の2の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じて対応すること。

13 療養食加算

23単位

注 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 (削る)

(削る)

(削る)

(新設)

13 療養食加算

23単位

注 栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費(I)

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 815単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 728単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 692単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 664単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 626単位 |

ロ 機能訓練サービス費(II)

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 所要時間1時間未満の場合 | 255単位 |
| (2) 所要時間1時間以上の場合 | 584単位 |
| (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | 750単位 |

ハ 共生型機能訓練サービス費 717単位

ニ 基準該当機能訓練サービス費 717単位

注1～4の2 (略)

4の3 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

4の4・5 (略)

1の2～8の2 (略)

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費(I)

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 795単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 710単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 675単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 647単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 610単位 |

ロ 機能訓練サービス費(II)

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 所要時間1時間未満の場合 | 249単位 |
| (2) 所要時間1時間以上の場合 | 571単位 |
| (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | 734単位 |

ハ 共生型機能訓練サービス費 699単位

ニ 基準該当機能訓練サービス費 699単位

注1～4の2 (略)

4の3 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第3項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4の4・5 (略)

1の2～8の2 (略)

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）
(削る)

(削る)

(削る)

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合にあっては、1から8の3までにより算定した単位数の1000分の8（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費(I)

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 748単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 668単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 635単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 610単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 573単位 |

ロ 生活訓練サービス費(II)

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 所要時間1時間未満の場合 | 255単位 |
| (2) 所要時間1時間以上の場合 | 584単位 |
| (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | 750単位 |

ハ 生活訓練サービス費(III)

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 利用期間が2年間以内の場合 | 271単位 |
| (2) 利用期間が2年間を超える場合 | 164単位 |

ニ 生活訓練サービス費(IV)

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 利用期間が3年間以内の場合 | 271単位 |
| (2) 利用期間が3年間を超える場合 | 164単位 |

ホ 共生型生活訓練サービス費 665単位

ヘ 基準該当生活訓練サービス費 665単位

注1 イについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。1の2において同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～6の2（略）

6の3 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

6の4・7（略）

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費(I)

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 747単位 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 667単位 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 634単位 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 609単位 |
| (5) 利用定員が81人以上 | 572単位 |

ロ 生活訓練サービス費(II)

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 所要時間1時間未満の場合 | 249単位 |
| (2) 所要時間1時間以上の場合 | 571単位 |
| (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | 734単位 |

ハ 生活訓練サービス費(III)

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 利用期間が2年間以内の場合 | 270単位 |
| (2) 利用期間が2年間を超える場合 | 163単位 |

ニ 生活訓練サービス費(IV)

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 利用期間が3年間以内の場合 | 270単位 |
| (2) 利用期間が3年間を超える場合 | 163単位 |

ホ 共生型生活訓練サービス費 664単位

ヘ 基準該当生活訓練サービス費 664単位

注1 イについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。1の2において同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～6の2（略）

6の3 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第4項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項並びに指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6の4・7（略）

1の2～4 (略)

4の2 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I)	32単位
ロ 医療連携体制加算(II)	63単位
ハ 医療連携体制加算(III)	125単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	
(1) 看護を受けた利用者が1人	800単位
(2) 看護を受けた利用者が2人	500単位
(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400単位
ホ 医療連携体制加算(V)	500単位
ヘ 医療連携体制加算(VI)	100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。注2から注5までにおいて同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

1の2～4 (略)

4の2 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I)	500単位
ロ 医療連携体制加算(II)	250単位
(新設)	
(新設)	
ハ 医療連携体制加算(III)	500単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。注2及び注3において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

4の3・5 (略)

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター(法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。)の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者(第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の11 (略)

6 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。)、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項(指定障害福祉サービス基準第171条の4において準用する場合を含む。)又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第12の8において同じ。))が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第12の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日までに指定を受けた事業所(第12の8の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者(法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9～12の2 (略)

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)

4の3・5 (略)

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター(法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。)の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者(第15の1の7の注2において「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の11 (略)

6 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。)、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第171条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第12の8において同じ。))が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第12の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日までに指定を受けた事業所(第12の8の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者(法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9～12の2 (略)

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)

が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

(削る)

(削る)

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	1,128単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	959単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	820単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	690単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	557単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	507単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	468単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	1,035単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	863単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	725単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	631単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	506単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	448単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	414単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	1,003単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	838単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	693単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	596単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	497単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	428単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	395単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	948単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	797単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	646単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	544単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	476単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	400単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	369単位

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	1,094単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	939単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	811単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	689単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	567単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	527単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	502単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	1,004単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	845単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	717単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	630単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	515単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	466単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	444単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	973単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	821単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	685単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	595単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	506単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	445単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	424単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

（一） 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	919単位
（二） 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	780単位
（三） 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	639単位
（四） 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	543単位
（五） 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	485単位
（六） 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	416単位
（七） 就労定着者の割合が零の場合	396単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	633単位
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	526単位
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	421単位
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	345単位
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	319単位
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	259単位
(七) 就労定着者の割合が零の場合	240単位

注1・2 (略)

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第176条第1項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設（指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）を除く。以下この注3及び注4の2並びに2において同じ。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注4及び注4の3並びに12（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。）の場合に限る。）においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する認定指定就労移行支援事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4の2 イに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から1年以上2年未満の間は、注3の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度及び当該前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

(5) 利用定員が81人以上

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	614単位
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	515単位
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	416単位
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	344単位
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	324単位
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	269単位
(七) 就労定着者の割合が零の場合	257単位

注1・2 (略)

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等のあつた日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度において、当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の当該指定就労移行支援事業所等の利用定員で除して得た割合をいう。以下この1及び12において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4の2 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、指定就労移行支援事業所等が、その指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、1日につき所定単位数を算定する。

4の3 ロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、認定指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から3年間（当該認定指定就労移行支援事業所等の修業年限が5年である場合は5年間）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。

5 (略)

6 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

7 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3～5 (略)

6 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業者等」という。）が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 (略)

(新設)

5 (略)

6 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

7 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3～5 (略)

6 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 (略)

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 (略)

10 欠席時対応加算	94単位
注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。	
11 医療連携体制加算	
イ 医療連携体制加算(I)	32単位
ロ 医療連携体制加算(II)	63単位
ハ 医療連携体制加算(III)	125単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	
(1) 看護を受けた利用者が1人	800単位
(2) 看護を受けた利用者が2人	500単位
(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400単位
ホ 医療連携体制加算(V)	500単位
ヘ 医療連携体制加算(VI)	100単位
注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	
5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。	
6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	

10 欠席時対応加算	94単位
注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。	
11 医療連携体制加算	
イ 医療連携体制加算(I)	500単位
ロ 医療連携体制加算(II)	250単位
(新設)	
(新設)	
ハ 医療連携体制加算(III)	500単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	100単位
注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。	
2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
(新設)	
(新設)	
3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。	
4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。	

12 (略)

13 移行準備支援体制加算

41単位

(削る)

(削る)

注 前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

(2) 求職活動等にあつては、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センターをいう。以下同じ。）又は障害者就業・生活支援センター（同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）に職員が同行して支援を行った場合

(削る)

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15・15の2 (略)

15の3 在宅時生活支援サービス加算

300単位

注 指定就労移行支援事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であつて、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

15の4 (略)

15の5 支援計画会議実施加算

583単位

注 指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更にあつて、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この注において同じ。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

12 (略)

13 移行準備支援体制加算

41単位

イ 移行準備支援体制加算(I)

100単位

ロ 移行準備支援体制加算(II)

注1 イについては、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50

を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

(2) 求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合

2 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者（1のロに規定する就労移行支援サービス費(II)が算定されている利用者を除く。）の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15・15の2 (略)

15の3 在宅時生活支援サービス加算

300単位

注 指定就労移行支援事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

15の4 (略)

(新設)

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する単位数)
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の49に相当する単位数)
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の27に相当する単位数)(削る)

(削る)

(削る)

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)
 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 評価点が170点以上の場合

724単位

(二) 評価点が150点以上170点未満の場合

692単位

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。)が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

17 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、1から15の4までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数)
 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の19に相当する単位数)

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合

618単位

(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合

606単位

(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	676単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	655単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	527単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	413単位
(七) 評価点が60点未満の場合	319単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	643単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	615単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	601単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	583単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	468単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	367単位
(七) 評価点が60点未満の場合	282単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	605単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	578単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	565単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	547単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	439単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	344単位
(七) 評価点が60点未満の場合	265単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	593単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	568単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	555単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	536単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	432単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	338単位
(七) 評価点が60点未満の場合	260単位
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 評価点が170点以上の場合	574単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	547単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	534単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	518単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	416単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	327単位
(七) 評価点が60点未満の場合	252単位
□ 就労継続支援A型サービス費(Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 評価点が170点以上の場合	660単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	630単位

(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	597単位
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	589単位
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	501単位
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	412単位
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	324単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	549単位
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	539単位
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	531単位
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	524単位
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	445単位
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	366単位
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	287単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	516単位
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	506単位
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	499単位
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	492単位
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	417単位
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	343単位
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	269単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	506単位
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	497単位
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	490単位
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	482単位
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	410単位
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	337単位
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	264単位
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	490単位
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	479単位
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	472単位
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	466単位
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	395単位
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	326単位
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	256単位
□ 就労継続支援A型サービス費(Ⅳ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	563単位
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	552単位

る施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た評価点 (厚生労働大臣が定める事項及び評価方法 (令和3年厚生労働省告示第88号)の規定により算出される評価点をいう。以下同じ。)に¹ 応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等 (別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、指定就労継続支援A型事業所等 (イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た評価点に¹ 応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等 (イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の評価点が80点以上105点未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。

4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第196条の3又は指定障害者支援施設基準附則第13条の3に規定する基準に適合するものとして都道府県知事に届け出していない場合 100分の85

5 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

6 (略)

2 (略)

る施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数 (当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援A型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援A型事業所等における1日当たりの平均労働時間数をいう。注3及び注3の2において同じ。)に¹ 応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等 (別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、指定就労継続支援A型事業所等 (イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数に¹ 応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等 (イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数にかかわらず、平均労働時間数が3時間以上4時間未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数に¹ 応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(新設)

5 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6 (略)

2 (略)

□ 就労移行支援体制加算Ⅲ

(1) 利用定員が20人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	90単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	84単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	77単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	70単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	62単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	54単位
(七) 評価点が60点未満の場合	47単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	48単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	44単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	40単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	36単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	31単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	26単位
(七) 評価点が60点未満の場合	22単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	34単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	31単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	27単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	24単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	20単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	16単位
(七) 評価点が60点未満の場合	13単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	27単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	25単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	21単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	19単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	16単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	13単位
(七) 評価点が60点未満の場合	10単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 評価点が170点以上の場合	21単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	19単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	16単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	15単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	12単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	10単位
(七) 評価点が60点未満の場合	7単位

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2

□ 就労移行支援体制加算Ⅲ

(1) 利用定員が20人以下

(新設)	39単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(新設)	17単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(新設)	9単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(新設)	7単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(5) 利用定員が81人以上

(新設)	5単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2

において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内

に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～7 (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員(注2及び注3において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

4～7 (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員(注2及び注3において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

9 (略)

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I)	32単位
ロ 医療連携体制加算(II)	63単位
ハ 医療連携体制加算(III)	125単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	
(1) 看護を受けた利用者が1人	800単位
(2) 看護を受けた利用者が2人	500単位
(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400単位
ホ 医療連携体制加算(V)	500単位
ヘ 医療連携体制加算(VI)	100単位

- 注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 6 ヘについては、^{かたん}喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、^{かたん}喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

(削る)

11・12 (略)
13・14 (略)

9 (略)

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I)	500単位
ロ 医療連携体制加算(II)	250単位
(新設)	
(新設)	

ハ 医療連携体制加算(III)	500単位
ニ 医療連携体制加算(IV)	100単位

- 注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
(新設)
- (新設)
- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に^{かたん}喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 4 ニについては、^{かたん}喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、^{かたん}喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

11 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12・12の2 (略)
13・14 (略)

14の2 在宅時生活支援サービス加算 300単位

注 指定就労継続支援A型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であつて、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

14の3 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)
(削る)

(削る)

(削る)

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

14の2 在宅時生活支援サービス加算 300単位

注 指定就労継続支援A型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

14の3 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

16 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1から14の3までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の4に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の4に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数)

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	702単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	672単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	657単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	643単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	631単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	611単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	590単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	566単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	625単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	598単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	584単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	572単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	551単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	525単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	504単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	586単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	562単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	549単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	537単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	518単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	508単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	493単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	473単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	576単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	552単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	539単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	527単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	508単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	498単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	484単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	464単位

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	649単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	624単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	612単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	600単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	589単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	574単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	565単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	575単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	555単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	544単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	534単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	524単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	511単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	503単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	540単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	521単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	511単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	501単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	492単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	479単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	472単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	530単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	511単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	502単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	492単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	483単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	471単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	463単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	557単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	533単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	521単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	510単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	491単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	482単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	468単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	448単位

□ 就労継続支援B型サービス費Ⅲ

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	640単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	613単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	599単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	586単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	565単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	554単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	538単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	516単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	571単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	547単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	534単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	523単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	504単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	494単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	480単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	461単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	529単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	507単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	495単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	485単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	467単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	458単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	445単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	427単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	519単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	497単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	485単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	475単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	513単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	494単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	485単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	476単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	467単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	454単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	447単位

□ 就労継続支援B型サービス費Ⅳ

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	590単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	568単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	558単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	547単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	537単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	523単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	515単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	526単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	507単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	497単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	488単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	479単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	467単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	460単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	489単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	471単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	462単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	452単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	444単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	433単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	426単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	479単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	461単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	452単位

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	458単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	449単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	436単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	418単位
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	501単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	480単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	468単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	459単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	442単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	434単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	421単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	404単位
ハ 就労継続支援B型サービス費Ⅲ	
(1) 利用定員が20人以下	556単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	494単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	463単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	454単位
(5) 利用定員が81人以上	438単位
ニ 就労継続支援B型サービス費Ⅳ	
(1) 利用定員が20人以下	506単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	451単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	417単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	408単位
(5) 利用定員が81人以上	394単位

ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）に応じ、それぞれの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式
(略)

(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	443単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	435単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	424単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	417単位
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	462単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 (新設)	444単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	436単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	428単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	420単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	409単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 (新設)	403単位

(新設)

ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下このハ並びに注2及び注3において同じ。）に応じ、それぞれの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式
(略)

- 注1 イからホまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型等」という。）又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注2から注5までにおいて「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 5 ニについては、注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 6 ホについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 6の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

- 注1 イからハまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型等」という。）又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注において「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 3 ロについては、注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
(新設)
- (新設)
- 4 ハについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 4の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

7 イからホまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

8 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

9 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ 就労移行支援体制加算(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	93単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	86単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	79単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	72単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	65単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	58単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	51単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	48単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	49単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	44単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	40単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	36単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	32単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	28単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	23単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	22単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	35単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	31単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	28単位

5 イからハまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

6 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第5項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

7 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ 就労移行支援体制加算(I)

(1) 利用定員が20人以下

(新設)	42単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(新設)	18単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(新設)	10単位
(新設)	
(新設)	

(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	34単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	30単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	27単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	23単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	20単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	17単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	13単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	12単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	27単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	24単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	21単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	18単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	16単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	13単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	10単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	9単位

(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	21単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	19単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	16単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	14単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	12単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	10単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	7単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	6単位

ハ 就労移行支援体制加算Ⅲ

(1) 利用定員が20人以下	42単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	18単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	10単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	7単位
(5) 利用定員が81人以上	6単位

三 就労移行支援体制加算Ⅳ

(1) 利用定員が20人以下	39単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	17単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	9単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	7単位
(5) 利用定員が81人以上	5単位

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下こ

(3) 利用定員が41人以上60人以下	9単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(4) 利用定員が61人以上80人以下	7単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(5) 利用定員が81人以上	5単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(新設)

(新設)

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2に

の注1において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援B型サービス費Ⅲを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3 ハについては、1のハの就労継続支援B型サービス費Ⅳを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅴを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援B型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～7 (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは第5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置

において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援B型サービス費Ⅲを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

4～7 (略)

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置く

くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

8の2 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。以下この注において「ピアサポート研修」という。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。
- (2) ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち1名は障害者等とする。）配置していること。
- (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定就労継続支援B型事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

9 (略)

10 医療連携体制加算

- イ 医療連携体制加算(I) 32単位
- ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63単位
- ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125単位
- ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)
 - (1) 看護を受けた利用者が1人 800単位
 - (2) 看護を受けた利用者が2人 500単位
 - (3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 400単位
- ホ 医療連携体制加算(V) 500単位

べき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

(新設)

9 (略)

10 医療連携体制加算

- イ 医療連携体制加算(I) 500単位
- ロ 医療連携体制加算(Ⅲ) 250単位
- (新設)
- (新設)
- ハ 医療連携体制加算(Ⅳ) 500単位

△ 医療連携体制加算(Ⅶ)

100単位

注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。注2において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

11 地域協働加算

30単位

注 1のハの就労継続支援B型サービス費Ⅳ又は1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅶを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等（当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12～15 (略)

16 在宅時生活支援サービス加算

300単位

注 指定就労継続支援B型事業所等が、居室において支援を受けることを希望する者であつて、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居室において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

16の2 (略)

△ 医療連携体制加算(Ⅷ)

100単位

注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。注2において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

11 施設外就労加算

100単位

注 指定就労継続支援B型事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12～15 (略)

16 在宅時生活支援サービス加算

300単位

注 指定就労継続支援B型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居室において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

16の2 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

(削る)

(削る)

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

18 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、1から16の2までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、17の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費 (1月につき)

イ 利用者数が20人以下

- (1) 就労定着率が9割5分以上的場合 3,449単位
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 3,285単位
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,710単位
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 2,176単位
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,642単位
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,395単位
- (7) 就労定着率が3割未満の場合 1,046単位

ロ 利用者数が21人以上40人以下

- (1) 就労定着率が9割5分以上的場合 2,759単位
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 2,628単位
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,168単位
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,741単位
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,314単位
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,117単位
- (7) 就労定着率が3割未満の場合 837単位

ハ 利用者数が41人以上

- (1) 就労定着率が9割5分以上的場合 2,587単位
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 2,463単位
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,032単位
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,632単位
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,232単位
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,047単位
- (7) 就労定着率が3割未満の場合 785単位

注1 イからハまでについては、就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等（以下この1及び3において「生活介護等」という。）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援B型を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イからハまでについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た利用者数（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度における各月の利用者数の合計を12で除して得た数をいう。以下この1において同じ。）及び就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費 (1月につき)

イ 利用者数が20人以下

- (1) 就労定着率が9割以上的場合 3,215単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,652単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 2,130単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,607単位
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,366単位
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 1,206単位
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 1,045単位

ロ 利用者数が21人以上40人以下

- (1) 就労定着率が9割以上的場合 2,572単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,122単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,704単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,286単位
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,093単位
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 964単位
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 836単位

ハ 利用者数が41人以上

- (1) 就労定着率が9割以上的場合 2,411単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 1,989単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,597単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,206単位
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,025単位
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 904単位
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 784単位

注1 イからハまでについては、就労に向けた支援として指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等若しくは基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イからハまでについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た指定就労定着支援のあった日の属する年度の利用者数及び就労定着率（指定就労定着支援のあった日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での

者と当該前年度の末日から起算して過去3年間に於いて就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間に於いて指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。)に於いて、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から6月未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に於いて当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した者の総数に100分の70を乗じて得た数とし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、当該指定就労定着支援を行った月の末日から起算して過去6月間に於ける各月の利用者数の合計を6で除して得た数とする。また、新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に於いて当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間に於いて当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。

3・4 (略)

5 指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った日の属する月において、指定障害福祉サービス基準第206条の8第1項の規定により新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主等との連絡調整及び連携を行うに当たり、利用者及び当該事業主等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提供を1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費は、算定しない。

6・7 (略)

2 定着支援連携促進加算 579単位

注 指定就労定着支援事業所が、関係機関(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この注において同じ。)との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

3~6 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(I)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,558単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,090単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,166単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 817単位

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項

就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間に於いて指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。)に於いて、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労定着支援事業所の就労定着率は、推定値による。

3・4 (略)

5 指定就労定着支援事業者が、指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による利用者との対面による支援を1月に1回以上行わないで指定就労定着支援を行った場合は、就労定着支援サービス費は、算定しない。

6・7 (略)

2 企業連携等調整特別加算 240単位

注 指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、当該指定就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

3~6 (略)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(I)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,556単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,089単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,165単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 816単位

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの又は指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項

に規定する福祉ホームに入所等をしていて障害者であって、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者が、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 (略)

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号の規定により当該指定自立生活援助事業所に置くべき地域生活支援員（以下「地域生活支援員」という。）の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

4～9 (略)

2 (略)

3 ピアサポート体制加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 (略)

5 同行支援加算

イ 外出を伴う支援が1月に1回又は2回の場合 500単位

ロ 外出を伴う支援が1月に3回の場合 750単位

ハ 外出を伴う支援が1月に4回以上の場合 1,000単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

6 緊急時支援加算

イ 緊急時支援加算(I) 711単位

ロ 緊急時支援加算(II) 94単位

注1 イについては、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 イの緊急時支援加算(I)が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

項に規定する福祉ホームに入所等をしていて障害者であって退所等をしてから1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者が、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 (略)

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号の規定により当該指定自立生活援助事業所に置くべき地域生活支援員（以下「地域生活支援員」という。）の員数で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

4～9 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 同行支援加算 500単位

(新設)

(新設)

(新設)

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

3 口については、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの緊急時支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

7 (略)

8 日常生活支援情報提供加算 100単位

注 指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

9 居住支援連携体制加算 35単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

10 地域居住支援体制強化推進加算 500単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費(I)

- (1) 区分6 667単位
- (2) 区分5 552単位
- (3) 区分4 471単位
- (4) 区分3 381単位
- (5) 区分2 292単位
- (6) 区分1以下 243単位

5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第15 共同生活援助

I 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費(I)

- (1) 区分6 666単位
- (2) 区分5 551単位
- (3) 区分4 470単位
- (4) 区分3 384単位
- (5) 区分2 294単位
- (6) 区分1以下 244単位

□ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)

(1) 区分6	616単位
(2) 区分5	500単位
(3) 区分4	421単位
(4) 区分3	331単位
(5) 区分2	243単位
(6) 区分1以下	198単位

ハ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)

(1) 区分6	583単位
(2) 区分5	467単位
(3) 区分4	387単位
(4) 区分3	298単位
(5) 区分2	209単位
(6) 区分1以下	170単位

ニ 共同生活援助サービス費(Ⅴ)

(1) 区分6	697単位
(2) 区分5	582単位
(3) 区分4	501単位
(4) 区分3	411単位
(5) 区分2	322単位
(6) 区分1以下	272単位

注1 (略)

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人(注3において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(同項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	444単位
(二) 区分5	398単位
(三) 区分4	364単位

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	393単位
(二) 区分5	346単位
(三) 区分4	314単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	359単位
(二) 区分5	313単位
(三) 区分4	281単位

□ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)

(1) 区分6	615単位
(2) 区分5	499単位
(3) 区分4	420単位
(4) 区分3	333単位
(5) 区分2	244単位
(6) 区分1以下	199単位

ハ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)

(1) 区分6	582単位
(2) 区分5	466単位
(3) 区分4	386単位
(4) 区分3	300単位
(5) 区分2	210単位
(6) 区分1以下	171単位

ニ 共同生活援助サービス費(Ⅴ)

(1) 区分6	696単位
(2) 区分5	581単位
(3) 区分4	500単位
(4) 区分3	414単位
(5) 区分2	324単位
(6) 区分1以下	274単位

注1 (略)

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人(注3において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	443単位
(二) 区分5	397単位
(三) 区分4	363単位

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	392単位
(二) 区分5	345単位
(三) 区分4	313単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	358単位
(二) 区分5	312単位
(三) 区分4	280単位

6・7 (略)

8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

9 (略)

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	<u>1,105単位</u>
(2) 区分5	<u>989単位</u>
(3) 区分4	<u>907単位</u>
(4) 区分3	<u>650単位</u>

ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	<u>1,021単位</u>
(2) 区分5	<u>904単位</u>
(3) 区分4	<u>822単位</u>
(4) 区分3	<u>574単位</u>

ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分6	<u>969単位</u>
(2) 区分5	<u>852単位</u>
(3) 区分4	<u>770単位</u>
(4) 区分3	<u>528単位</u>

ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分6	<u>1,135単位</u>
(2) 区分5	<u>1,019単位</u>
(3) 区分4	<u>937単位</u>
(4) 区分3	<u>677単位</u>

注1 (略)

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に規定する世話人(注3において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(同項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

6・7 (略)

8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

9 (略)

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	<u>1,104単位</u>
(2) 区分5	<u>988単位</u>
(3) 区分4	<u>906単位</u>
(4) 区分3	<u>721単位</u>

ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	<u>1,020単位</u>
(2) 区分5	<u>903単位</u>
(3) 区分4	<u>821単位</u>
(4) 区分3	<u>637単位</u>

ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分6	<u>968単位</u>
(2) 区分5	<u>851単位</u>
(3) 区分4	<u>769単位</u>
(4) 区分3	<u>585単位</u>

ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分6	<u>1,134単位</u>
(2) 区分5	<u>1,018単位</u>
(3) 区分4	<u>936単位</u>
(4) 区分3	<u>751単位</u>

注1 (略)

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に規定する世話人(注3において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	910単位
㊧ 区分5	793単位
㊨ 区分4	712単位
㊩ 区分3	563単位
㊪ 区分2	414単位
㊫ 区分1以下	360単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	826単位
㊧ 区分5	709単位
㊨ 区分4	627単位
㊩ 区分3	486単位
㊪ 区分2	337単位
㊫ 区分1以下	292単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	774単位
㊧ 区分5	657単位
㊨ 区分4	575単位
㊩ 区分3	440単位
㊪ 区分2	292単位
㊫ 区分1以下	252単位

6 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	698単位
㊧ 区分5	651単位
㊨ 区分4	617単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	612単位
㊧ 区分5	566単位
㊨ 区分4	533単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	561単位
㊧ 区分5	515単位
㊨ 区分4	482単位

5 日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	909単位
㊧ 区分5	792単位
㊨ 区分4	711単位
㊩ 区分3	624単位
㊪ 区分2	459単位
㊫ 区分1以下	399単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	825単位
㊧ 区分5	708単位
㊨ 区分4	626単位
㊩ 区分3	539単位
㊪ 区分2	373単位
㊫ 区分1以下	323単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	773単位
㊧ 区分5	656単位
㊨ 区分4	574単位
㊩ 区分3	488単位
㊪ 区分2	323単位
㊫ 区分1以下	279単位

6 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	697単位
㊧ 区分5	650単位
㊨ 区分4	616単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	611単位
㊧ 区分5	565単位
㊨ 区分4	532単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㊦ 区分6	560単位
㊧ 区分5	514単位
㊨ 区分4	481単位

7 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

- (1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
 - (一) 区分6 605単位
 - (二) 区分5 558単位
 - (三) 区分4 525単位
- (2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
 - (一) 区分6 520単位
 - (二) 区分5 474単位
 - (三) 区分4 440単位
- (3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
 - (一) 区分6 469単位
 - (二) 区分5 422単位
 - (三) 区分4 389単位

8 (略)

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

- (1) 区分6 940単位
- (2) 区分5 824単位
- (3) 区分4 742単位
- (4) 区分3 590単位
- (5) 区分2 441単位
- (6) 区分1以下 387単位

10 (略)

11 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

12 (略)

- 1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)
 - イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) 243単位
 - ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) 198単位
 - ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) 170単位
 - ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) 114単位

7 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

- (1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
 - (一) 区分6 604単位
 - (二) 区分5 557単位
 - (三) 区分4 524単位
- (2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
 - (一) 区分6 519単位
 - (二) 区分5 473単位
 - (三) 区分4 439単位
- (3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
 - (一) 区分6 468単位
 - (二) 区分5 421単位
 - (三) 区分4 388単位

8 (略)

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

- (1) 区分6 939単位
- (2) 区分5 823単位
- (3) 区分4 741単位
- (4) 区分3 654単位
- (5) 区分2 489単位
- (6) 区分1以下 429単位

10 (略)

11 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

12 (略)

- 1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)
 - イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) 244単位
 - ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) 199単位
 - ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) 171単位
 - ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) 114単位

ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) 272単位

注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～7 (略)

8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

9 (略)

1の3 受託居宅介護サービス費

- イ 所要時間15分未満の場合 96単位
- ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位
- ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数
- ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数

注 (略)

1の4～1の4の3 (略)

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(I)

(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下

- ㊦ 区分4以上 672単位
- ㊧ 区分3 560単位
- ㊨ 区分2以下 448単位

(2) 夜間支援対象利用者が3人

- ㊦ 区分4以上 448単位
- ㊧ 区分3 373単位
- ㊨ 区分2以下 299単位

(3) 夜間支援対象利用者が4人

- ㊦ 区分4以上 336単位
- ㊧ 区分3 280単位
- ㊨ 区分2以下 224単位

ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) 274単位

注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～7 (略)

8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

9 (略)

1の3 受託居宅介護サービス費

- イ 所要時間15分未満の場合 95単位
- ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位
- ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数
- ニ 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数

注 (略)

1の4～1の4の3 (略)

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(I)

(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下 672単位

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(2) 夜間支援対象利用者が3人 448単位

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(3) 夜間支援対象利用者が4人 336単位

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(4) 夜間支援対象利用者が5人	
(一) 区分4以上	269単位
(二) 区分3	224単位
(三) 区分2以下	179単位
(5) 夜間支援対象利用者が6人	
(一) 区分4以上	224単位
(二) 区分3	187単位
(三) 区分2以下	149単位
(6) 夜間支援対象利用者が7人	
(一) 区分4以上	192単位
(二) 区分3	160単位
(三) 区分2以下	128単位
(7) 夜間支援対象利用者が8人	
(一) 区分4以上	168単位
(二) 区分3	140単位
(三) 区分2以下	112単位
(8) 夜間支援対象利用者が9人	
(一) 区分4以上	149単位
(二) 区分3	124単位
(三) 区分2以下	99単位
(9) 夜間支援対象利用者が10人	
(一) 区分4以上	135単位
(二) 区分3	113単位
(三) 区分2以下	90単位
(10) 夜間支援対象利用者が11人	
(一) 区分4以上	122単位
(二) 区分3	102単位
(三) 区分2以下	81単位
(11) 夜間支援対象利用者が12人	
(一) 区分4以上	112単位
(二) 区分3	93単位
(三) 区分2以下	75単位
(12) 夜間支援対象利用者が13人	
(一) 区分4以上	103単位
(二) 区分3	86単位
(三) 区分2以下	69単位
(13) 夜間支援対象利用者が14人	
(一) 区分4以上	96単位
(二) 区分3	80単位
(三) 区分2以下	64単位

(4) 夜間支援対象利用者が5人	269単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(5) 夜間支援対象利用者が6人	224単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(6) 夜間支援対象利用者が7人	192単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(7) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下	149単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(8) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下	112単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(9) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下	90単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	

⑭ 夜間支援対象利用者が15人	
(一) 区分4以上	90単位
(二) 区分3	75単位
(三) 区分2以下	60単位
⑮ 夜間支援対象利用者が16人	
(一) 区分4以上	84単位
(二) 区分3	70単位
(三) 区分2以下	56単位
⑯ 夜間支援対象利用者が17人	
(一) 区分4以上	79単位
(二) 区分3	66単位
(三) 区分2以下	53単位
⑰ 夜間支援対象利用者が18人	
(一) 区分4以上	75単位
(二) 区分3	63単位
(三) 区分2以下	50単位
⑱ 夜間支援対象利用者が19人	
(一) 区分4以上	71単位
(二) 区分3	59単位
(三) 区分2以下	47単位
⑲ 夜間支援対象利用者が20人	
(一) 区分4以上	67単位
(二) 区分3	56単位
(三) 区分2以下	45単位
⑳ 夜間支援対象利用者が21人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)に入居している場合に限る。)	
(一) 区分4以上	64単位
(二) 区分3	53単位
(三) 区分2以下	43単位
㉑ 夜間支援対象利用者が22人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	
(一) 区分4以上	61単位
(二) 区分3	51単位
(三) 区分2以下	41単位
㉒ 夜間支援対象利用者が23人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	
(一) 区分4以上	58単位
(二) 区分3	48単位
(三) 区分2以下	39単位
㉓ 夜間支援対象利用者が24人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	
(一) 区分4以上	56単位
(二) 区分3	47単位
(三) 区分2以下	37単位

(新設)

(新設)

⑩ 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下

75単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

⑪ 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下(夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)に入居している場合に限る。)

54単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

㉔ 夜間支援対象利用者が25人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

（新設）

- （一）区分 4 以上 54単位
- （二）区分 3 45単位
- （三）区分 2 以下 36単位

㉕ 夜間支援対象利用者が26人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

（新設）

- （一）区分 4 以上 51単位
- （二）区分 3 43単位
- （三）区分 2 以下 34単位

㉖ 夜間支援対象利用者が27人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

（新設）

- （一）区分 4 以上 50単位
- （二）区分 3 42単位
- （三）区分 2 以下 33単位

㉗ 夜間支援対象利用者が28人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

（新設）

- （一）区分 4 以上 48単位
- （二）区分 3 40単位
- （三）区分 2 以下 32単位

㉘ 夜間支援対象利用者が29人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

（新設）

- （一）区分 4 以上 46単位
- （二）区分 3 38単位
- （三）区分 2 以下 31単位

㉙ 夜間支援対象利用者が30人（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

（新設）

- （一）区分 4 以上 45単位
- （二）区分 3 38単位
- （三）区分 2 以下 30単位

□ 夜間支援等体制加算Ⅲ

(1)~(4) (略)

- (5) 夜間支援対象利用者が 8 人 56単位
- (6) 夜間支援対象利用者が 9 人 50単位
- (7) 夜間支援対象利用者が10人 45単位
- (8) 夜間支援対象利用者が11人 40単位
- (9) 夜間支援対象利用者が12人 37単位
- (10) 夜間支援対象利用者が13人 34単位

□ 夜間支援等体制加算Ⅳ

(1)~(4) (略)

- (5) 夜間支援対象利用者が 8 人以上10人以下 50単位
（新設）
- (6) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下 37単位
（新設）

(11) 夜間支援対象利用者が14人	32単位
(12) 夜間支援対象利用者が15人	30単位
(13) 夜間支援対象利用者が16人	28単位
(14) 夜間支援対象利用者が17人	26単位
(15) 夜間支援対象利用者が18人	25単位
(16) 夜間支援対象利用者が19人	23単位
(17) 夜間支援対象利用者が20人	22単位
(18) 夜間支援対象利用者が21人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	21単位
(19) 夜間支援対象利用者が22人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	20単位
(20) 夜間支援対象利用者が23人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	19単位
(21) 夜間支援対象利用者が24人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	18単位
(22) 夜間支援対象利用者が25人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	18単位
(23) 夜間支援対象利用者が26人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	17単位
(24) 夜間支援対象利用者が27人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	16単位
(25) 夜間支援対象利用者が28人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	16単位
(26) 夜間支援対象利用者が29人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	15単位
(27) 夜間支援対象利用者が30人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	15単位
ハ (略)	
三 夜間支援等体制加算Ⅳ)	
(1) 夜間支援対象利用者が15人以下	60単位
(2) 夜間支援対象利用者が16人	56単位
(3) 夜間支援対象利用者が17人	53単位
(4) 夜間支援対象利用者が18人	50単位
(5) 夜間支援対象利用者が19人	47単位
(6) 夜間支援対象利用者が20人	45単位
(7) 夜間支援対象利用者が21人	43単位
(8) 夜間支援対象利用者が22人	41単位
(9) 夜間支援対象利用者が23人	39単位
(10) 夜間支援対象利用者が24人	37単位
(11) 夜間支援対象利用者が25人	36単位
(12) 夜間支援対象利用者が26人	34単位
(13) 夜間支援対象利用者が27人	33単位

(7) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下 (新設)	30単位
(新設)	
(8) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下 (新設)	25単位
(新設)	
(9) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	18単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
ハ (略)	
(新設)	

(14) 夜間支援対象利用者が28人	32単位
(15) 夜間支援対象利用者が29人	31単位
(16) 夜間支援対象利用者が30人	30単位

ホ 夜間支援等体制加算(V)

(1) 夜間支援対象利用者が15人以下	30単位
(2) 夜間支援対象利用者が16人	28単位
(3) 夜間支援対象利用者が17人	26単位
(4) 夜間支援対象利用者が18人	25単位
(5) 夜間支援対象利用者が19人	23単位
(6) 夜間支援対象利用者が20人	22単位
(7) 夜間支援対象利用者が21人	21単位
(8) 夜間支援対象利用者が22人	20単位
(9) 夜間支援対象利用者が23人	19単位
(10) 夜間支援対象利用者が24人	18単位
(11) 夜間支援対象利用者が25人	18単位
(12) 夜間支援対象利用者が26人	17単位
(13) 夜間支援対象利用者が27人	16単位
(14) 夜間支援対象利用者が28人	16単位
(15) 夜間支援対象利用者が29人	15単位
(16) 夜間支援対象利用者が30人	15単位

ハ 夜間支援等体制加算(VI)

(1) 夜間支援対象利用者が15人以下	30単位
(2) 夜間支援対象利用者が16人	28単位
(3) 夜間支援対象利用者が17人	26単位
(4) 夜間支援対象利用者が18人	25単位
(5) 夜間支援対象利用者が19人	23単位
(6) 夜間支援対象利用者が20人	22単位
(7) 夜間支援対象利用者が21人	21単位
(8) 夜間支援対象利用者が22人	20単位
(9) 夜間支援対象利用者が23人	19単位
(10) 夜間支援対象利用者が24人	18単位
(11) 夜間支援対象利用者が25人	18単位
(12) 夜間支援対象利用者が26人	17単位
(13) 夜間支援対象利用者が27人	16単位
(14) 夜間支援対象利用者が28人	16単位
(15) 夜間支援対象利用者が29人	15単位
(16) 夜間支援対象利用者が30人	15単位

注1～3 (略)

4 二については、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名

(新設)

(新設)

注1～3 (略)

(新設)

配置しているものに限る。注5及び注6において同じ。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ホについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、二の夜間支援等体制加算(II)の算定対象となる利用者については、加算しない。

6 ヘについては、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、二の夜間支援等体制加算(II)又はホの夜間支援等体制加算(III)の算定対象となる利用者については、加算しない。

1の5の2 (略)

1の6 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算(I)	360単位
ロ 重度障害者支援加算(II)	180単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

(新設)

(新設)

1の5の2 (略)

1の6 重度障害者支援加算

360単位

(新設)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

1の7 医療的ケア対応支援加算 120単位

注 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6のイの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

1の8 日中支援加算

イ 日中支援加算(I)

(1) 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の8において「日中支援対象利用者」という。）が1人の場合 539単位

(2) (略)

ロ (略)

注1・2 (略)

2～6の3 (略)

6の4 強度行動障害者体験利用加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、加算しない。

7 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 32単位

ロ 医療連携体制加算(II) 63単位

ハ 医療連携体制加算(III) 125単位

ニ 医療連携体制加算(IV)

(1) 看護を受けた利用者が1人 800単位

(2) 看護を受けた利用者が2人 500単位

(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 400単位

ホ 医療連携体制加算(V) 500単位

ヘ 医療連携体制加算(VI) 100単位

ト 医療連携体制加算(VII) 39単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。

(新設)

1の7 日中支援加算

イ 日中支援加算(I)

(1) 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の7において「日中支援対象利用者」という。）が1人の場合 539単位

(2) (略)

ロ (略)

注1・2 (略)

2～6の3 (略)

(新設)

7 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

(新設)

(新設)

ハ 医療連携体制加算(III) 500単位

ニ 医療連携体制加算(IV) 100単位

ホ 医療連携体制加算(V) 39単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算若しくは1の7の医療的ケア対応支援加算又はイからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。

6 ヘについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の7の医療的ケア対応支援加算又はイからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

7 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。

8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)及び10のロの(1)において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで(1の2の2、1の3、1の5及び1の8のイを除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)及び10のロの(2)において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで(1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)及び10のロの(3)において同じ。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

(新設)

(新設)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

8 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10の(1)、11のイの(1)及び11のロの(1)において同じ。)により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで(1の2の2、1の3、1の5及び1の7のイを除く。ロの(2)、ハの(2)、10の(2)、11のイの(2)及び11のロの(2)において同じ。)により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで(1の5の2、1の6及び6の3を除く。ロの(3)、ハの(3)、10の(3)、11のイの(3)及び11のロの(3)において同じ。)により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

<p>(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)</p> <p>第二条 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改 正 後</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の19に相当する単位数</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の19に相当する単位数</p> <p>□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(D)</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数</p> <p>□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(D)</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(3) (略)</p>
---	--

<p>改 正 後</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第5の1の注1の(2)の(四)並びに第7の1の注7、注10及び注13の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の注7、注10及び注13の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。</p> <p>一～六 (略)</p>
---	---

<p>改 正 後</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用するものとする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の1の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用するものとする。</p>
--	---

第三条 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に八及び二に定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数

(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という)第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ)を受けた者 次(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (ロ)に掲げる者以外のもの 九四、七七〇単位

(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第三項第二号に掲げる者に該当する者(以下「介護保険給付対象者」と総称する) 六六、五四〇単位

(2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一) (ロ)に掲げる者以外のもの 七二、七八〇単位

(二) 介護保険給付対象者 四四、五五〇単位

(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者を除く。次(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (ロ)から(四)までに掲げる者以外のもの 次(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

a 区分六 (障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という)第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ)に該当する者 五〇、八〇〇単位

b 区分五 (区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ)に該当する者 三五、六三〇単位

c 区分四 (区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ)に該当する者 二八、四三〇単位

d 区分三 (区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ)に該当する者 二二、七〇〇単位

(一) 介護保険給付対象者 (ロ)及び(四)に掲げる者を除く。 一七、三四〇単位

(二) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という)を算定される者 (ロ)に掲げる者を除く。 次(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二八、二二〇単位

b 区分五に該当する者 二〇、四四〇単位

c 区分五又は区分六に該当する者 一七、三四〇単位

d 区分四に該当する者 一五、九五〇単位

e 区分三に該当する者 一一、三四〇単位

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に八及び二に定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数

(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という)第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ)を受けた者 次(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (ロ)に掲げる者以外のもの 八六、〇〇〇単位

(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第三項第二号に掲げる者に該当する者(以下「介護保険給付対象者」と総称する) 五八、六五〇単位

(2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一) (ロ)に掲げる者以外のもの 六九、九八〇単位

(二) 介護保険給付対象者 四二、六五〇単位

(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者を除く。次(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (ロ)から(四)までに掲げる者以外のもの 次(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

a 区分六 (障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という)第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ)に該当する者 四八、二〇〇単位

b 区分五 (区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ)に該当する者 三三、八〇〇単位

c 区分四 (区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ)に該当する者 二六、九七〇単位

d 区分三 (区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ)に該当する者 二一、五四〇単位

(一) 介護保険給付対象者 (ロ)及び(四)に掲げる者を除く。 一六、〇五〇単位

(二) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という)を算定される者 (ロ)に掲げる者を除く。 次(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二六、七七〇単位

b 区分五に該当する者 一九、三九〇単位

c 区分五又は区分六に該当する者 一六、〇五〇単位

d 区分四に該当する者 一五、一三〇単位

e 区分三に該当する者 一一、七一一〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a b及びcに掲げる者以外のもの 四、一八〇単位

b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの(c)に掲げる者を除く。

次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数

i 区分六に該当する者 一七、二九〇単位

ii 区分五に該当する者 一〇、九二〇単位

iii 区分四に該当する者 八、五一〇単位

c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 四、一八〇単位

(4) 行動援助に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者を除く。 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 三五、六六〇単位

b 区分五に該当する者 二七、四四〇単位

c 区分四に該当する者 二〇、六三〇単位

d 区分三に該当する者 一五、三一〇単位

e 障害児 一九、四八〇単位

(二) 生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二三、二八〇単位

b 区分五に該当する者 一九、三二〇単位

c 区分四に該当する者 一五、二一〇単位

d 区分三に該当する者 一一、六八〇単位

e 障害児 一九、四八〇単位

(三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。 二、五三〇単位

(5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二八、二三〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a b及びcに掲げる者以外のもの 三、九七〇単位

b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの(c)に掲げる者を除く。

次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数

i 区分六に該当する者 一六、四〇〇単位

ii 区分五に該当する者 一〇、三六〇単位

iii 区分四に該当する者 八、〇七〇単位

c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、九七〇単位

(4) 行動援助に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者を除く。 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 三四、五二〇単位

b 区分五に該当する者 二六、五六〇単位

c 区分四に該当する者 一九、九七〇単位

d 区分三に該当する者 一四、八二〇単位

e 障害児 一八、八六〇単位

(二) 生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二二、五四〇単位

b 区分五に該当する者 一八、七〇〇単位

c 区分四に該当する者 一四、七二〇単位

d 区分三に該当する者 一一、三三〇単位

e 障害児 一八、八六〇単位

(三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。 二、四五〇単位

(5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 二七、三三〇単位

- b 区分五に該当する者 二〇、五七〇単位
- c 区分四に該当する者 一四、〇四〇単位
- d 区分三に該当する者 九、〇一〇単位
- e 区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者 七、一三〇単位
- f 区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者 六、二八〇単位
- g 障害児 一三、〇一〇単位
- (二) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三)に掲げる者を除く。次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数 二五、〇〇〇単位

 - a 区分六に該当する者 一七、三八〇単位
 - b 区分五に該当する者 一〇、八五〇単位
 - c 区分四に該当する者 五、七七〇単位
 - d 区分三に該当する者 三、九三〇単位
 - e 区分二に該当する者 三、〇四〇単位
 - f 区分一に該当する者 九、七五〇単位
 - g 障害児 二二、〇一〇単位

- (三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの 二二、〇一〇単位
- (6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイからニまで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の(1)から(3)まで若しくは注9又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者 二、四〇〇単位
- (7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数 一三、四九〇単位

 - a 区分六に該当する者 九、八〇〇単位
 - b 区分五に該当する者 七、六七〇単位
 - c 区分四に該当する者 三、四八〇単位

- (二) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援助サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 三、四八〇単位

- b 区分五に該当する者 一九、九一〇単位
- c 区分四に該当する者 一三、五九〇単位
- d 区分三に該当する者 八、七二〇単位
- e 区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者 六、九〇〇単位
- f 区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者 六、〇八〇単位
- g 障害児 一一、五九〇単位
- (二) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三)に掲げる者を除く。次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数 二四、二〇〇単位

 - a 区分六に該当する者 一六、八二〇単位
 - b 区分五に該当する者 一〇、五〇〇単位
 - c 区分四に該当する者 五、五九〇単位
 - d 区分三に該当する者 三、八〇〇単位
 - e 区分二に該当する者 二、九四〇単位
 - f 区分一に該当する者 九、四四〇単位
 - g 障害児 二二、三二〇単位

- (三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの 二二、三二〇単位
- (6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイからニまで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の(1)から(3)まで若しくは注9又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者 二、三二〇単位
- (7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数 一三、〇六〇単位

 - a 区分六に該当する者 九、四九〇単位
 - b 区分五に該当する者 七、四二〇単位
 - c 区分四に該当する者 三、三七〇単位

- (二) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援助サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 三、三七〇単位

<p>(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの(一)に掲げる者を除く。 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数</p> <p>a 区分六に該当する者 一一、九一〇単位</p> <p>b 区分五に該当する者 八、二一〇単位</p> <p>c 区分四に該当する者 六、〇二〇単位</p> <p>(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(二)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数</p> <p>(一) 区分六に該当する者 九、五〇〇単位</p> <p>(二) 区分五に該当する者 五、八二〇単位</p> <p>(三) 区分四に該当する者 三、六八〇単位</p> <p>(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(二)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。</p> <p>次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (一)に掲げる者以外のもの 一三、二七〇単位</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(七)及び(8)に掲げる者を除く。 三、六四〇単位</p> <p>ロ二(略)</p>	<p>(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの(一)に掲げる者を除く。 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数</p> <p>a 区分六に該当する者 一一、五三〇単位</p> <p>b 区分五に該当する者 七、九五〇単位</p> <p>c 区分四に該当する者 五、八三〇単位</p> <p>(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(二)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数</p> <p>(一) 区分六に該当する者 九、二〇〇単位</p> <p>(二) 区分五に該当する者 五、六三〇単位</p> <p>(三) 区分四に該当する者 三、五六〇単位</p> <p>(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(二)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。</p> <p>次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (一)に掲げる者以外のもの 一一、七六〇単位</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(七)及び(8)に掲げる者を除く。 三、五〇〇単位</p> <p>ロ二(略)</p>
---	---

<p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)</p> <p>第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>示第五百三十一号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改 正 後</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一号に規定する食費等の基準費用額は、五万四千円とする。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>改 正 前</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一号に規定する食費等の基準費用額は、五万三千五百円とする。</p>
---	---

<p>(指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの)</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五条第一項(同令第七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一、五(略)</p> <p>改 正 後</p>	<p>(指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの)</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五条第一項(同令第七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一、五(略)</p> <p>改 正 前</p>
--	--

(傍線部分は改正部分)

改正後

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地	域
(略)	(略)	(略)	(略)
三級地	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	大阪府	守口市、大東市、門真市、四條畷市	
(略)	(略)	(略)	(略)
四級地	茨城県	牛久市	
	埼玉県	志木市	
	千葉県	船橋市、習志野市、浦安市、袖ヶ浦市	
	東京都	立川市、昭島市、東大和市	
	神奈川県	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市、海老名市	
	愛知県	刈谷市、豊田市	
(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地	域
(略)	(略)	(略)	(略)
三級地	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、稲城市、西東京市	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	大阪府	守口市、大東市、門真市	
(略)	(略)	(略)	(略)
四級地	茨城県	取手市、牛久市、つくば市	
	(新設)	(新設)	
	千葉県	船橋市、浦安市、袖ヶ浦市	
	東京都	立川市、青梅市、昭島市、東村山市、東大和市	
	神奈川県	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市	
	(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)

第六条 厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部改正
 第六条 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の一部を次の表のように改正する。

六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等)に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(令和三年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものにあつては、令和六年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。)

七(二十二) (略)

六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等)に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(平成三十年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものにあつては、平成三十三年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。)

七(二十二) (略)

(傍線部分は改正部分)

七級地									
京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町								
大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村								
兵庫県	明石市、猪名川町								
福岡県	大野城市、福津市								
(略)	(略)								
(削る)	(削る)								
茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、東海村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町								
(略)	(略)								
埼玉県	熊谷市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、寄居町								
千葉県	東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、長柄町、長南町								
(削る)	(削る)								
神奈川県	山北町、箱根町								
(略)	(略)								
富山県	富山市								
(略)	(略)								
岐阜県	大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町								
静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町								

七級地									
京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、精華町								
大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村								
兵庫県	明石市、伊丹市、猪名川町								
福岡県	春日市、大野城市、福津市								
(略)	(略)								
宮城県	名取市								
茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町								
(略)	(略)								
埼玉県	熊谷市、飯能市、深谷市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、寄居町								
千葉県	東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、栄町、長柄町、長南町								
東京都	瑞穂町								
神奈川県	箱根町								
(略)	(略)								
富山県	富山市、南砺市								
(略)	(略)								
岐阜県	大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町								
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町								

備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和三年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、豊川市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、知多市、高浜市、岩倉市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
(略)	(略)
滋賀県	長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、多賀町
(略)	(略)
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、丹波篠山市、加東市、稲美町、播磨町
(略)	(略)
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市、粕屋町
(削る)	(削る)
(略)	(略)

(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)
 第七条 厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)の一部を次の表のように改正する。

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成三十年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、豊川市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、高浜市、岩倉市、田原市、清須市、豊山町、大口町、扶桑町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
(略)	(略)
滋賀県	長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、多賀町
(略)	(略)
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
(略)	(略)
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市、粕屋町
佐賀県	佐賀市
(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (7) (略)</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(前る)</p>
改 正 前	<p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (7) (略)</p> <p>(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>

(削る)

(削る)

(削る)

三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(二) (略)

(三) 当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(四) (略)

(五) (略)

(6) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(4)までのいずれかを届け出ていること。

(略)

二 福祉・介護職員処遇改善加算(四)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ハの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(五)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていること。

ヘ 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(二) (略)

(三) 当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(四) (略)

(五) (略)

(6) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(1)から(4)までのいずれかを算定していること。

(略)

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に
関するものを除く)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障
害福祉人材等に周知していること。

(8) (略)

ロ (略)

七| 介護給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処
遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要し
た費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (略)

ロ (略)

七| 介護給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

七の二| 介護給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金
改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る
賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額
八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く)の見込額が年額四百四十万円
以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であ
ることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定重度訪問介護事業所等(介護給付費等単位数表第2の1の注10に規定する指
定重度訪問介護事業所等)をいう。以下同じ)における経験・技能のある障害福祉人材の
賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人
材を除く)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるもの
の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員
のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均
が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く)の賃金
改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の
職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く)の平均賃金額が障害福祉人材(経
験・技能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により
専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りでは
ないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く)の改善後
の賃金(退職手当を除く)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定重度訪問介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る
実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護
職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届
け出していること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただ
し、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉
人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、そ
の内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定重度訪問介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に
関する実績を都道府県知事に報告すること。

(削る)

十一 介護給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

(削る)

十五 介護給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十六 介護給付費等単位数表第5の1の注1の(2)の(三)の厚生労働大臣が定める基準
第四号の規定を準用する。

十六の二 (略)

(削る)

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(略)

- (二) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(三) (四) (略)

(2) (4) (略)

(5) 療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(四)までのいずれかを届け出ていること。

(6) (略)

(5) 重度訪問介護サービス費における特定事業所加算(1)から(四)までのいずれかを算定していること。

(6) 重度訪問介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)から(四)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(四)

イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

十一 介護給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十一の二 介護給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

十五 介護給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十五の二 介護給付費等単位数表第4の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

(新設)

十六 (略)

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十七の二 介護給付費等単位数表第5の8の注の厚生労働大臣が定める基準
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(略)

- (二) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) (四) (略)

(2) (4) (略)

(5) 療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(四)までのいずれかを算定していること。

(6) (略)

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に
関するものを除く)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障
害福祉人材等に周知していること。

(8) (略)

ロ (略)

(削る)

十九 介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

二十 介護給付費等単位数表第7の14の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

(削る)

二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改
善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金
改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八
万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く)の見込額が年額四百四十万円以上
となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であること
その他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定短期入所事業所等(介護給付費等単位数表第7の1の注18に規定する指定短期
入所事業所等をいう。以下同じ)又は基準該当短期入所事業所(介護給付費等単位数表第
7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ)における経験・技能
のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技
能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有する
と認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員の
うち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、
障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く)の賃金改善に
要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専
門的な技能を有すると認められるものを除く)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能
のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技
能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く)の改善後の
賃金(退職手当を除く)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処
遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要し
た費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (略)

ロ (略)

(削る)

十九 介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十九の二 介護給付費等単位数表第6の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

二十 介護給付費等単位数表第7の13の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

二十一 介護給付費等単位数表第7の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十一の二 介護給付費等単位数表第7の15の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金
改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る
賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額
八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く)の見込額が年額四百四十万円
以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であ
ることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定短期入所事業所等(介護給付費等単位数表第7の2の注に規定する指定短期
入所事業所等をいう。以下同じ)又は基準該当短期入所事業所(介護給付費等単位数表
第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ)における経験・技
能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経
験・技能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能
を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となるこ
と。

(3) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員の
うち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均
が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く)の賃金
改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の
職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く)の平均賃金額が障害福祉人材(経
験・技能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により
専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りでは
ないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く)の改善後
の賃金(退職手当を除く)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

ロ 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)から(四)までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト への処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(2) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。

(一) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）（単独型事業所を除く。）であつて、生活訓練サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(四)までのいずれかを算定していること。

(二) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）（単独型事業所を除く。）（単独型事業所を除く。）（指定障害福祉サービス基準第二百三十三条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。）（単独型事業所を除く。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）（単独型事業所を除く。）であつて、共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(1)から(四)までのいずれかを算定していること。

(三) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、(一)及び(二)に掲げる事業所以外の事業所であること。

(6) 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)から(四)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(四)
イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二十四 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

(削る)

二十四 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める基準
第二十一号の規定を準用する。

二十六 介護給付費等単位数表第9の15の注の厚生労働大臣が定める基準
第二十一号の規定を準用する。

(削)

二十四の二 介護給付費等単位数表第8の5の注の厚生労働大臣が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定重度障害者等包括支援事業所(介護給付費等単位数表第8の1の注1に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。以下同じ)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(3) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有するものを除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く)の改善後の賃金(退職手当を除く)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

ロ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)から(4)までのいずれかを算定していること。

ヘ 平成二十年十月から口の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト ヘの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

二十六 介護給付費等単位数表第9の15の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

二十六の二 介護給付費等単位数表第9の16の注の厚生労働大臣が定める基準
第二十四号の二の規定を準用する。

(削る)

二十八 介護給付費等単位数表第10の10の注の厚生労働大臣が定める基準
第三十七号の規定を準用する。

(削る)

三十一 介護給付費等単位数表第11の14の注の厚生労働大臣が定める基準
第三十七号の規定を準用する。

三十二 介護給付費等単位数表第12の13の注の厚生労働大臣が定める基準
算定対象となる利用者が、利用定員の百分の五十以下であること。

(削る)

三十四 介護給付費等単位数表第12の17の注の厚生労働大臣が定める基準
第三十七号の規定を準用する。

(削る)

三十五 (略)

(削る)

二十八 介護給付費等単位数表第10の10の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

二十八の二 介護給付費等単位数表第10の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三十七号の規定を準用する。

三十一 介護給付費等単位数表第11の14の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

三十一の二 介護給付費等単位数表第11の15の注の厚生労働大臣が定める基準
第三十七号の規定を準用する。

三十二 介護給付費等単位数表第12の13の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準
イ 移行準備支援体制加算(Ⅰ)
算定対象となる利用者が、利用定員の百分の五十以下であること。

ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)
次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1) 就労支援単位ごとに実施すること。

(2) 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第12の1のイの
就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法(指
定障害福祉サービス基準第二条第十六号又は指定障害者支援施設基準第二条第十五号)に掲
げる常勤換算方法をいう。第三十五号において同じ。)で、施設外就労利用者の数を六で除
して得た数以上であること。

三十四 介護給付費等単位数表第12の17の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

三十四の二 介護給付費等単位数表第12の18の注の厚生労働大臣が定める基準
第三十七号の規定を準用する。

三十五 介護給付費等単位数表第13の11の注及び第14の11の注の厚生労働大臣が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 就労支援単位ごとに実施すること。

ロ 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定す
る次の(1)から(4)までに掲げるサービス費に同じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(4)までに
掲げる数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表第13の1のイの就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) 施設外就労利
用者の数を七・五で除して得た数

(2) 介護給付費等単位数表第13の1のロの就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) 施設外就労利
用者の数を七で除して得た数

(3) 介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) 施設外就労利
用者の数を七・五で除して得た数

(4) 介護給付費等単位数表第14の1のロの就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) 施設外就労利
用者の数を七で除して得た数

三十六 (略)

三十七 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

三十六 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三十七号の規定を準用する。
 (略)

三十八 介護給付費等単位数表第14の18の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三十七号の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第14の3の3の注の厚生労働大臣が定める基準
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(イ)及び(ロ)に掲げるものを指定自立生活援助事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(イ) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(イ)及び(ロ)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事が認める者
 (ロ) 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員

(2) (1)に掲げる者のいずれかにより、当該指定自立生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。

(3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。

三十九の二 介護給付費等単位数表第14の3の9の注の厚生労働大臣が定める基準
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。

ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。

四十 介護給付費等単位数表第15の6の3の注及び6の4の注の厚生労働大臣が定める基準
 (略)

四十二 介護給付費等単位数表第15の10の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三十七号の規定を準用する。

第八條 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部改正
 第八條 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
一 適正な手続の確保	指定生活介護事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第七十八条第一項に規定する指	指定生活介護事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第七十八條第一項に規定する指

三十七の二 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三十七号の規定を準用する。
 (略)

三十九 介護給付費等単位数表第14の18の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三十七号の規定を準用する。

三十九の二 介護給付費等単位数表第14の19の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三十七号の規定を準用する。
 (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四十 介護給付費等単位数表第15の6の3の注の厚生労働大臣が定める基準
 (略)

四十二 介護給付費等単位数表第15の10の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三十七号の規定を準用する。

四十二の二 介護給付費等単位数表第15の11の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三十七号の規定を準用する。

四十二の二 介護給付費等単位数表第15の11の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三十七号の規定を準用する。

定生活介護事業所をいう。)、基準該当生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十四条及び第九十四条の二に規定する基準該当生活介護をいう。))の事業を行う事業所、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第十五条第二項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)、基準該当短期入所(指定障害福祉サービス基準第二百五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。))の事業を行う事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、基準該当指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第六十三条及び第六十六条の二に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。))の事業を行う事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)、基準該当自立訓練(生活訓練)指定障害福祉サービス基準第七十二条及び第七十二条の二に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。))の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。)、指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。)、指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。))の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二二二条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス事業所(指定障害福祉サービス基準第二二二条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。))及び指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号。以下「法」という。))第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。))以下「事業所等」と総称する。))における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約(以下「契約」という。))の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ (略)

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。))から文書により同意を得ること。

ハ (略)

第九條 厚生労働大臣が定める者の一部改正
 (厚生労働大臣が定める者の一部改正)
 第九條 厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費(以下「同行援護サービス費」という。))の注3本文の厚生労働大臣が定める者

九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費(以下「同行援護サービス費」という。))の注3本文の厚生労働大臣が定める者

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3本文の厚生労働大臣が定める者

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3本文の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。))に一年以上従事した経験を有するもの(令和六年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日において居宅介護従業

居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。))に一年以上従事した経験を有するもの(平成三十三年三月三十一日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第一号から第

(傍線部分は改正部分)

者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十九号に掲げる者（都道府県知事から居室介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第七十一号）別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていた者に限る。）であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に二年以上従事した経験を有するものを含む。

十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3の厚生労働大臣が定める者

（略）

三号まで、第八号、第十三号又は第十九号に掲げる者（都道府県知事から居室介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第七十一号）別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に二年以上従事した経験を有するものを含む。

十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注2の厚生労働大臣が定める者

（略）

改正後

（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合の一部改正）

第十条 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注9の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ （略）</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ （略）</p>
---	---

改正前

（厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正）

第十一条 厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の注15の加算を算定すべき指定居宅介護事業所等の施設基準</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条（指定障害福祉サービス基準第四十三条の四及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する運営規程において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること。</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

二 介護給付費等単位数数表第2の1の注12の加算を算定すべき指定重度訪問介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項、第四十三条の四及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定重度訪問介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

三 介護給付費等単位数数表第3の1の注10の加算を算定すべき指定同行援護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定同行援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

四 介護給付費等単位数数表第4の1の注9の加算を算定すべき指定行動援護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定行動援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

五 指定療養介護の施設基準

イ 介護給付費等単位数数表第5の1のイの(1)の療養介護サービス費(1)を算定すべき指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ)の施設基準

六 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数数表第6の1の二の経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ)の施設基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第二号)第二条による改正前の指定障害者支援施設基準(第九号において「旧指定障害者支援施設基準」という)第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているときみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ(二) (略)

ホ 介護給付費等単位数数表第6の7の2の口の重度障害者支援加算(四)を算定すべき指定生活介護事業所等(障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ)を除く。以下このホ及びへにおいて同じ)の施設基準

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

一 指定療養介護の施設基準

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数数表(以下「介護給付費等単位数数表」という)第5の1のイの(1)の療養介護サービス費(1)を算定すべき指定療養介護の単位(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という)第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ)の施設基準

ロ(一) (略)

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数数表第6の1の二の経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ)の施設基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第二号)第二条による改正前の指定障害者支援施設基準(第三号において「旧指定障害者支援施設基準」という)第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているときみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ(二) (略)

ホ 介護給付費等単位数数表第6の7の2の口の重度障害者支援加算の注1の加算を算定すべき指定生活介護事業所等(障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ)を除く。以下このホ及びへにおいて同じ)の施設基準

(略)

ハ 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3の加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

(略)

チ 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

七 指定短期入所等の施設基準

イ

二 介護給付費等単位数表第7の1の注15の5の加算を算定すべき指定短期入所事業所等(同注に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。)の施設基準

指定障害福祉サービス基準第百二十三条(指定障害福祉サービス基準第百二十五条の四において準用する場合を含む。)に規定する運営規程において、当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ホ 介護給付費等単位数表第7の5のりの医療連携体制加算(V)を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準

(1)(3) (略)

八 指定重度障害者等包括支援の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第8の1の注3、注3の2及び注7の加算を算定すべき指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準

指定障害福祉サービス基準第百三十五條に規定する運営規程において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ (略)

ハ 介護給付費等単位数表第8の2の7の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき同2の7の注に規定する指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定重度障害者等包括支援事業所であること。

(1) 共同生活援助を行う指定重度障害者等包括支援事業所のサービス管理責任者又は生活支援員若しくは地域移行支援員のうち、強度行動障害者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

(2) 共同生活援助を行う指定重度障害者等包括支援事業所の世話人又は生活支援員のうち、強度行動障害者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第6の7の2の重度障害者支援加算の注2の加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

(略)

チ 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設が地域生活支援拠点等(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)第二の三に規定する「地域生活支援拠点等」をいう。以下同じ。)であることを定めていること。

二の二 指定短期入所の施設基準

イ

二 (新設) 介護給付費等単位数表第7の5のホの医療連携体制加算(V)を算定すべき同5の注5に規定する指定短期入所事業所等の施設基準

(1)(3) (略)

二の三 指定重度障害者等包括支援の施設基準

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第8の2の7の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき同2の7の注に規定する指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定重度障害者等包括支援事業所であること。

(1) 共同生活援助を行う指定重度障害者等包括支援事業所のサービス管理責任者又は生活支援員若しくは地域移行支援員のうち、強度行動障害者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、強度行動障害者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を一以上配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(2) 共同生活援助を行う指定重度障害者等包括支援事業所の世話人又は生活支援員のうち、強度行動障害者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この(2)において「研修修了者」という)の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、世話人又は生活支援員のうち、研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、強度行動障害者養成研修(基礎研修)の受講を予定している者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ロ (略)

ハ 介護給付費等単位数表第8の2の7の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき同2の7の注に規定する指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準

九 指定施設入所支援等の施設基準

イ 二 (略)

ホ 介護給付費等単位数表第9の8の2の体験宿泊支援加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号子の規定を準用する。

ハ (略)

ト 介護給付費等単位数表第9の12の2の口腔衛生管理体制加算及び同12の3の口腔衛生管理加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

十 指定自立訓練(機能訓練)等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号子の規定を準用する。

ロ (略)

十一 指定自立訓練(生活訓練)等の施設基準

イ 一ホ (略)
ハ 介護給付費等単位数表第11の12の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号子の規定を準用する。

ト 介護給付費等単位数表第11の12の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準
(1) 四 (略)

十二 指定就労移行支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準
(略)

ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(II)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準
(略)

ハ 介護給付費等単位数表第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号子の規定を準用する。

二 介護給付費等単位数表第12の15の4の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準
第十号子の規定を準用する。

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 二 (略)

ホ 介護給付費等単位数表第9の8の2の体験宿泊支援加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第二号子の規定を準用する。

ハ (略)

ト 介護給付費等単位数表第9の12の2の口腔衛生管理体制加算及び同12の3の口腔衛生管理加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

三の二 指定自立訓練(機能訓練)の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第二号子の規定を準用する。

ロ (略)

四 指定自立訓練(生活訓練)の施設基準

イ 一ホ (略)
ハ 介護給付費等単位数表第11の12の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第二号子の規定を準用する。

ト 介護給付費等単位数表第11の12の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準
(1) 四 (略)

五 指定就労移行支援の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所の施設基準
(略)

ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(II)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所の施設基準
(略)

ハ 介護給付費等単位数表第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第二号子の規定を準用する。

二 介護給付費等単位数表第12の15の4の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準
第三号の二の二の規定を準用する。

十三 指定就労継続支援A型等の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型を行う指定障害者支援施設の施設基準

第六号子の規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第13の14の3の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第十号子の規定を準用する。

十四 指定就労継続支援B型等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費(一)において「就労継続支援B型サービス費(一)」と(ウ)を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B型事業所等であること。

(1) 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における「工賃向上計画」を作成していること。

(2) 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設設置基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(二)において「職業指導員等」というのの総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第14の1のロの就労継続支援B型サービス費(四)を算定すべき同1の注3に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の施設基準

イの(1)の基準に該当すること。

ハ 介護給付費等単位数表第14の1のハの就労継続支援B型サービス費(四)において「就労継続支援B型サービス費(四)」と(ウ)を算定すべき同1の注4に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

イの(2)の基準に該当すること。

ニ 介護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

就労継続支援B型サービス費(一)又は就労継続支援B型サービス費(四)を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号子の規定を準用する。

ヘ 介護給付費等単位数表第14の16の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第十号子の規定を準用する。

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型を行う指定障害者支援施設の施設基準

第二号子の規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第13の14の3の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第三号子の規定を準用する。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費(一)において「就労継続支援B型サービス費(一)」と(ウ)を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

(新設)

(新設)

当該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設設置基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ロ)において「職業指導員等」というのの総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

(新設)

(新設)

ロ 介護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

就労継続支援B型サービス費(一)を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第二号子の規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第14の16の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第三号子の規定を準用する。

十五 介護給付費等単位数表第14の3の6の注2の加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準

指定障害福祉サービス基準第百六条の二十において準用する指定障害福祉サービス基準第百六条の十に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

十六 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ)の施設基準

(1) 重度障害者支援加算(1)を算定すべき場合の施設基準

次の(一)から(三)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(一) 指定障害福祉サービス基準第百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の1の6の注1に規定する者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(二) 指定共同生活援助事業所のサービスマニエッタ管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害者養成研修(実践研修)又は第二号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第四条に規定する第二号研修をいう)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。

(三) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害者養成研修(基礎研修)又は第三号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

(2) 重度障害者支援加算(2)を算定すべき場合の施設基準

次の(一)から(三)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(一) (1)の基準に該当すること。

(二) 指定共同生活援助事業所のサービスマニエッタ管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。

(三) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

ロ (略)

ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

第十一号二の規定を準用する。

二 介護給付費等単位数表第15の7の下の医療連携体制加算(四)を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) (3) (略)

(新設)

七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ)の施設基準

(新設)

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第15の1の6の注に規定する者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(2) 指定共同生活援助事業所のサービスマニエッタ管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害者養成研修(実践研修)又は第二号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第四条に規定する第二号研修をいう)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。

(3) 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害者養成研修(基礎研修)又は第三号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

(新設)

ロ (略)

ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

第四号二の規定を準用する。

二 介護給付費等単位数表第15の7の下の医療連携体制加算(V)(第七号の二の二及び第八号ロにおいて「医療連携体制加算(V)」という)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) (3) (略)

<p>十七 日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準</p> <p>イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準</p> <p>第十六号イの規定を準用する。</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>第十六号ロの規定を準用する。</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>第十二号二の規定を準用する。</p> <p>ニ 介護給付費等単位数表第15の7の下の医療連携体制加算(V)を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>第十六号二の規定を準用する。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第15の7の下の医療連携体制加算(V)を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>第十六号二の規定を準用する。</p> <p>(前)</p>	<p>七の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準</p> <p>イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準</p> <p>第七号イの規定を準用する。</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>第七号ロの規定を準用する。</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>第四号二の規定を準用する。</p> <p>ニ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算(V)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>第七号二の規定を準用する。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算(V)を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準</p> <p>第七号二の規定を準用する。</p> <p>指定地域移行支援の施設基準</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号)別表地域相談支援給付費単位数表(以下「地域相談支援給付費単位数表」という。第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算を算定すべき指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。))第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。)の施設基準</p> <p>指定地域相談支援基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p> <p>ロ 地域相談支援給付費単位数表第1の5の体験宿泊加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の施設基準</p> <p>イの規定を準用する。</p>
---	---

(厚生労働大臣が定める者の一部改正)
第十二条 厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号)の一部を次の表のように改正する。

<p>改 正 後</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)及び第9の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者(略)</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者(略)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
---	---

五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び注3、第7の2の3の注並びに第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という)の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者

五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という)第一条第二号に掲げる区分一(第五号の四において「区分一」という)以上に該当する者

五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5の厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号)第二号に規定する区分一(次号において「障害児支援区分一」という)以上に該当する者

五の五 介護給付費等単位数表第7の1の注5、注6、注8、注9、注11及び注12、第7の5の注6並びに第8の2の3の注8の厚生労働大臣が定める者

障害児であつて、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、十六点以上である者

五の六 介護給付費等単位数表第7の1の注13の4及び注13の5の厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者

五の七 介護給付費等単位数表第7の5の注4及び注5、第8の2の3の注6、注7及び注14、第11の4の2の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4並びに第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者

六 (略)

七 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者

別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、二十五点以上である者

七の二 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者

別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

八 介護給付費等単位数表第7の11の注3の厚生労働大臣が定める者

九・十 (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び第7の2の3の注の厚生労働大臣が定める者

別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者

五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の厚生労働大臣が定める者

別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という)第一条第二号に掲げる区分一(第五号の四において「区分一」という)以上に該当する者

五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5の厚生労働大臣が定める者

別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号)第二号に規定する区分一(次号において「障害児支援区分一」という)以上に該当する者

(新設)

五の五 介護給付費等単位数表第7の1の注13の4及び注13の5の厚生労働大臣が定める者

別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者

(新設)

六 (略)

七 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者

運動機能が座位までであつて、別表第二の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表第二のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

(新設)

八 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者

(略)

九・十 (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

別表第一

(1) レスピーター管理

(2) 気管内挿管、気管切開

(3) 鼻頭エアウェイ

<p>別表 (第 2)</p> <p>(児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)</p> <p>第十三条 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百六十号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)</p>	<p>④ O₂ 吸入又は spO₂ 90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上</p> <p>⑤ 6 回/日以上の頻回の吸引</p> <p>⑥ ネブライザー 6 回/日以上又は継続使用</p> <p>⑦ IVH</p> <p>⑧ 経管(経鼻・胃ろうを含む。)</p> <p>⑨ 腸ろう・腸管栄養</p> <p>⑩ 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)</p> <p>⑪ 継続する透析(腹膜透析を含む。)</p> <p>⑫ 定期薄尿 3 回/日以上</p> <p>⑬ 人工肛門</p> <p>別表第二 (第 2)</p>
---	---

<p>改 正 後</p> <p>児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万四千円とする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万三千五百円とする。</p>
--	--

<p>改 正 後</p> <p>第十四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第百三十三号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)</p>	<p>改 正 前</p> <p>第十四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第百三十三号)の一部を次の表のように改正する。</p>
--	--

<p>附 則</p> <p>令和六年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>平成三十三年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。</p>
--	--

<p>改 正 後</p> <p>第十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働省告示第百三十四号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)</p>	<p>改 正 前</p> <p>第十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額(平成十九年厚生労働省告示第百三十四号)の一部を次の表のように改正する。</p>
---	--

<p>改 正 後</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、令和六年三月三十一日までの間は、同表の二の項中「第四</p>	<p>改 正 前</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、平成三十三年三月三十一日までの間は、同表の二の項中「第</p>
--	---

十二条の四第一項第二号とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同じの世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第三号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二又は第二十六条の三に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。

(表略)

（児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部改正）
 第十六条 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

附則

令和六年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第四号」とあるのは、「第二十七条の二第二号、第三号又は第四号」とする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正）
 第十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第七十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正前

附則

平成三十三年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第三号」とあるのは、「第二十七条の二第二号又は第三号」とする。

改正後

改正前

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第一の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注4及び第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第一の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の1の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表第一の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

一五十一 (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第一の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注4及び第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第一の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の1の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表第一の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

一五十一 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) に基づき厚生労働大臣が定める療養食の一部改正

第十八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食(平成二十一年厚生労働省告示第七十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第9の13の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第10の13の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食の一部改正

第十九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成二十一年厚生労働省告示第七十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(次号において「介護給付費等単位数表」という)第13の11の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ、ハ (略)</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(次号において「介護給付費等単位数表」という)第13の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ、ハ (略)</p>

(児童福祉法) に基づき指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正

第二十条 児童福祉法に基づき指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>指定通所支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」という)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。及び基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1(1)の注7を除く。第3、第4及び第5により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1(1)の注7に限る。により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 (略)</p>	<p>指定通所支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」という)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。及び基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1(1)の注7を除く。第3、第4及び第5により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1(1)の注7に限る。により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 (略)</p>

別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

(1) 医療的ケア区分3（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

(一) 利用定員が30人以下の場合	3,086単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,005単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	2,930単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	2,859単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	2,830単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	2,804単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	2,778単位

(2) 医療的ケア区分2（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

(一) 利用定員が30人以下の場合	2,086単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,005単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	1,930単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	1,859単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	1,830単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	1,804単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	1,778単位

(3) 医療的ケア区分1（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

(一) 利用定員が30人以下の場合	1,753単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,672単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	1,597単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	1,526単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	1,497単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	1,471単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	1,445単位

(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

(一) 利用定員が30人以下の場合	1,086単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,005単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	930単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	859単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	830単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	804単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	778単位

別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

（新設）

(1) 利用定員が30人以下の場合	1,085単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,004単位
(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	929単位
(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	858単位
(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合	829単位
(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合	803単位
(7) 利用定員が81人以上の場合	777単位

（新設）

（新設）

（新設）

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 医療的ケア区分3

(一) 利用定員が20人以下の場合	3,384単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	3,191単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,075単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	2,975単位

(2) 医療的ケア区分2

(一) 利用定員が20人以下の場合	2,384単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	2,191単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,075単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,975単位

(3) 医療的ケア区分1

(一) 利用定員が20人以下の場合	2,051単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,858単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,742単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,642単位

(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

(一) 利用定員が20人以下の場合	1,384単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,191単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,075単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	975単位

ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が15人以下の場合	1,331単位
(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合	1,040単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	924単位

ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合

(一) 医療的ケア区分3

a 利用定員が10人以下の場合	2,885単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,613単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,486単位

(二) 医療的ケア区分2

a 利用定員が10人以下の場合	1,885単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,613単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,486単位

(三) 医療的ケア区分1

a 利用定員が10人以下の場合	1,552単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,280単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,153単位

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

(新設)

(1) 利用定員が20人以下の場合	1,383単位
(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,190単位
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,074単位
(4) 利用定員が41人以上の場合	974単位

(新設)

(新設)

(新設)

ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が15人以下の場合	1,330単位
(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合	1,039単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	923単位

ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合

(新設)

(一) 利用定員が10人以下の場合	830単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	559単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	435単位

(新設)

(新設)

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が10人以下の場合 885単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 613単位
- c 利用定員が21人以上の場合 486単位

(2) (1)以外の場合

(一) 医療的ケア区分3

- a 利用定員が10人以下の場合 2,754単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,513単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,404単位

(二) 医療的ケア区分2

- a 利用定員が10人以下の場合 1,754単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,513単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,404単位

(三) 医療的ケア区分1

- a 利用定員が10人以下の場合 1,421単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,180単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,071単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が10人以下の場合 754単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 513単位
- c 利用定員が21人以上の場合 404単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 2,098単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,757単位
- (3) 利用定員が7人の場合 1,511単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,326単位
- (5) 利用定員が9人の場合 1,184単位
- (6) 利用定員が10人の場合 1,069単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 837単位

ヘ 共生型児童発達支援給付費 591単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

- (1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 701単位
- (2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 591単位

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
1. 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理		10	2	1	0

(新設)

(2) (1)以外の場合

(新設)

- (一) 利用定員が10人以下の場合 706単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 467単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 361単位

(新設)

(新設)

(新設)

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 2,096単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,755単位
- (3) 利用定員が7人の場合 1,509単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,325単位
- (5) 利用定員が9人の場合 1,183単位
- (6) 利用定員が10人の場合 1,068単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 836単位

ヘ 共生型児童発達支援給付費 562単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

- (1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 667単位
- (2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 562単位

(新設)

2. 気管切開の管理		8	2	0
3. 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1	0
4. 酸素療法		8	1	0
5. 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）		8	1	0
6. ネブライザーの管理		3	0	
7. 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、 経鼻腸管、経胃瘻腸 管、腸瘻又は食道瘻	8	2	0
	(2) 持続経管注入ポン プ使用	3	1	0
8. 中心静脈カテーテル の管理（中心静脈栄養、 肺高血圧症治療薬、麻 薬等）		8	2	0
9. 皮下注射	(1) 皮下注射（インス リン、麻薬等の注射 を含む。）	5	1	0
	(2) 持続皮下注射ポン プの使用	3	1	0
10. 血糖測定（持続血糖 測定器による血糖測定 を含む。）		3	1	0
11. 継続的な透析（血液 透析、腹膜透析等）		8	2	0
12. 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0	
	(2) 持続的導尿（尿道 留置カテーテル、膀 胱瘻、腎瘻又は尿路 ストーマ）	3	1	0

13. 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	
	(3) 浣腸	3	0	
14. 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2	0
(注)				
<p>「13. 排便管理」における「(3) 浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器(挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。)を用いて浣腸を施す場合を除く。</p>				

注1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)に届け出た指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。))第5条第5項及び第6条第7項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。)において、指定児童発達支援(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。)の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2. ニ又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(削る)

注1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)に届け出た指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。))第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。)において、指定児童発達支援(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。)の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2. ニ又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 利用定員が10人以下の場合 12単位
- ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位
- ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

2の2・2の3 (略)

3・4 (略)

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第44条第3項(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

6・7 (略)

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注9の加算を算定している場合は、注9の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注9、注11及び5の注3の(1)において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下この注8及び注9において「理学療法士等」という。)、児童指導員、手話通訳士(手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業(平成元年厚生省告示第122号)に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。)、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。))又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(口又はハに該当する場合を除く。)

(1) 理学療法士等を配置する場合

- (一) 利用定員が30人以下の場合 62単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 53単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 42単位
- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 34単位
- (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 29単位
- (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 25単位
- (七) 利用定員が81人以上の場合 22単位

(2) 児童指導員等を配置する場合

- (一) 利用定員が30人以下の場合 41単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 27単位

2の3・2の4 (略)

3・4 (略)

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6・7 (略)

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注9、注11及び6の注3の(1)において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下この注及び注9において「理学療法士等」という。)、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注及び注9において「児童指導員等」という。))又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(二の(1)又は(2)を算定する場合にあつては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(口又はハに該当する場合を除く。)

(1) 理学療法士等を配置する場合

- (一) 利用定員が30人以下の場合 70単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 60単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 46単位
- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 38単位
- (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 32単位
- (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 28単位
- (七) 利用定員が81人以上の場合 25単位

(2) 児童指導員等を配置する場合

- (一) 利用定員が30人以下の場合 52単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 44単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 34単位

(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	15単位
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が30人以下の場合	30単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	16単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	11単位
ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	93単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	75単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	42単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	62単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	49単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	27単位
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	36単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	20単位
ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	93単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	62単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	49単位
(3) (略)	

(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	24単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	21単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	18単位
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が30人以下の場合	30単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	11単位
ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	105単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	84単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	46単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	77単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	62単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	34単位
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	36単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	20単位
ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	105単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	84単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	77単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	62単位
(3) (略)	

二 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - （一） 利用定員が10人以下の場合 187単位
 - （二） 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位
 - （三） 利用定員が21人以上の場合 75単位
- (2) 児童指導員等を配置する場合
 - （一） 利用定員が10人以下の場合 123単位
 - （二） 利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位
 - （三） 利用定員が21人以上の場合 49単位
- (3) その他の従業者を配置する場合
 - （一） 利用定員が10人以下の場合 90単位
 - （二） 利用定員が11人以上20人以下の場合 60単位
 - （三） 利用定員が21人以上の場合 36単位

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - （一） 利用定員が5人の場合 374単位
 - （二） 利用定員が6人の場合 312単位
 - （三） 利用定員が7人の場合 267単位
 - （四） 利用定員が8人の場合 234単位
 - （五） 利用定員が9人の場合 208単位
 - （六） 利用定員が10人の場合 187単位
 - （七） 利用定員が11人以上の場合 125単位
- (2) 児童指導員等を配置する場合
 - （一） 利用定員が5人の場合 247単位
 - （二） 利用定員が6人の場合 206単位
 - （三） 利用定員が7人の場合 176単位
 - （四） 利用定員が8人の場合 154単位
 - （五） 利用定員が9人の場合 137単位
 - （六） 利用定員が10人の場合 123単位
 - （七） 利用定員が11人以上の場合 82単位
- (3) その他の従業者を配置する場合
 - （一） 利用定員が5人の場合 180単位
 - （二） 利用定員が6人の場合 150単位
 - （三） 利用定員が7人の場合 129単位
 - （四） 利用定員が8人の場合 113単位
 - （五） 利用定員が9人の場合 100単位
 - （六） 利用定員が10人の場合 90単位
 - （七） 利用定員が11人以上の場合 60単位

9. 理学療法士等（保育士にあつては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。）又は児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門

二 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - （一） 利用定員が10人以下の場合 209単位
 - （二） 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位
 - （三） 利用定員が21人以上の場合 84単位
- (2) 児童指導員等を配置する場合
 - （一） 利用定員が10人以下の場合 155単位
 - （二） 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位
 - （三） 利用定員が21人以上の場合 62単位
- (3) その他の従業者を配置する場合
 - （一） 利用定員が10人以下の場合 91単位
 - （二） 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位
 - （三） 利用定員が21人以上の場合 36単位

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - （一） 利用定員が5人の場合 418単位
 - （二） 利用定員が6人の場合 348単位
 - （三） 利用定員が7人の場合 299単位
 - （四） 利用定員が8人の場合 261単位
 - （五） 利用定員が9人の場合 232単位
 - （六） 利用定員が10人の場合 209単位
 - （七） 利用定員が11人以上の場合 139単位
- (2) 児童指導員等を配置する場合
 - （一） 利用定員が5人の場合 309単位
 - （二） 利用定員が6人の場合 258単位
 - （三） 利用定員が7人の場合 221単位
 - （四） 利用定員が8人の場合 193単位
 - （五） 利用定員が9人の場合 172単位
 - （六） 利用定員が10人の場合 155単位
 - （七） 利用定員が11人以上の場合 103単位
- (3) その他の従業者を配置する場合
 - （一） 利用定員が5人の場合 182単位
 - （二） 利用定員が6人の場合 152単位
 - （三） 利用定員が7人の場合 130単位
 - （四） 利用定員が8人の場合 114単位
 - （五） 利用定員が9人の場合 101単位
 - （六） 利用定員が10人の場合 91単位
 - （七） 利用定員が11人以上の場合 61単位

9. 1の二の(1)を算定する指定児童発達支援事業所であつて、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者及び注8の加算の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児

的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数(注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要な従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(口又はハに該当する場合を除く。)

(1) 理学療法士等を配置する場合

- (一) 利用定員が30人以下の場合 62単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 53単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 42単位
- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 34単位
- (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 29単位
- (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 25単位
- (七) 利用定員が81人以上の場合 22単位

(2) 児童指導員を配置する場合

- (一) 利用定員が30人以下の場合 41単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 27単位
- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 22単位
- (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 19単位
- (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 16単位
- (七) 利用定員が81人以上の場合 15単位

ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 理学療法士等を配置する場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 93単位
- (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 75単位
- (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 53単位
- (四) 利用定員が41人以上の場合 42単位

(2) 児童指導員を配置する場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 62単位
- (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 49単位
- (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位
- (四) 利用定員が41人以上の場合 27単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 理学療法士等を配置する場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 93単位
(削る)
- (二) 利用定員が21人以上の場合 75単位

児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(イ又はロを算定する場合には、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 理学療法士等を配置する場合

(新設)

- (1) 利用定員が10人以下の場合 209単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 84単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 児童指導員等を配置する場合

(新設)

- (1) 利用定員が10人以下の場合 155単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 62単位

(新設)

(新設)

ハ その他の従業者を配置する場合

(新設)

- (1) 利用定員が10人以下の場合 91単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 36単位

- (2) 児童指導員を配置する場合
 - (一) 利用定員が20人以下の場合 62単位
 - (二) 利用定員が21人以上の場合 49単位

三 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - (一) 利用定員が10人以下の場合 187単位
 - (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位
 - (三) 利用定員が21人以上の場合 75単位
- (2) 児童指導員を配置する場合
 - (一) 利用定員が10人以下の場合 123単位
 - (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位
 - (三) 利用定員が21人以上の場合 49単位

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - (一) 利用定員が5人の場合 374単位
 - (二) 利用定員が6人の場合 312単位
 - (三) 利用定員が7人の場合 267単位
 - (四) 利用定員が8人の場合 234単位
 - (五) 利用定員が9人の場合 208単位
 - (六) 利用定員が10人の場合 187単位
 - (七) 利用定員が11人以上の場合 125単位
- (2) 児童指導員を配置する場合
 - (一) 利用定員が5人の場合 247単位
 - (二) 利用定員が6人の場合 206単位
 - (三) 利用定員が7人の場合 176単位
 - (四) 利用定員が8人の場合 154単位
 - (五) 利用定員が9人の場合 137単位
 - (六) 利用定員が10人の場合 123単位
 - (七) 利用定員が11人以上の場合 82単位

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 看護職員加配加算(I)
(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 看護職員加配加算(I)

(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
(2)又は(3)に該当する場合を除く。

- (一) 利用定員が30人以下の場合 67単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 57単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 44単位

(削る)

(1) (略)
(削る)

(2) (略)
□ 看護職員加配加算(Ⅲ)
(削る)

(削る)

(1) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
(一)・(二) (略)
(削る)

- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 36単位
- (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 31単位
- (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 27単位
- (七) 利用定員が81人以上の場合 24単位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 100単位
- (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 80単位
- (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 57単位
- (四) 利用定員が41人以上の場合 44単位

(3) (略)

(4) 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (5)に該当する場合を除く。

- (一) 利用定員が10人以下の場合 200単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 133単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 80単位

(5) (略)

□ 看護職員加配加算(Ⅳ)

(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (2)又は(3)に該当する場合を除く。

- (一) 利用定員が30人以下の場合 134単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 114単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 88単位
- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 72単位
- (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 62単位
- (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 54単位
- (七) 利用定員が81人以上の場合 48単位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 200単位
- (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 160単位
- (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 114単位
- (四) 利用定員が41人以上の場合 88単位

(3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一)・(二) (略)

(4) 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (5)に該当する場合を除く。

- (一) 利用定員が10人以下の場合 400単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 266単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 160単位

(2) (略)
(削る)

11 (略)

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2の2第9項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

- イ 事業所内相談支援加算(I) 100単位
- ロ 事業所内相談支援加算(II) 80単位

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。

(5) (略)

ハ 看護職員加配加算III

(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(2)に該当する場合を除く。

- (一) 利用定員が30人以下の場合 201単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 132単位
- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 108単位
- (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 93単位
- (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 81単位
- (七) 利用定員が81人以上の場合 72単位

(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 300単位
- (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 240単位
- (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位
- (四) 利用定員が41人以上の場合 132単位

(3) 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 600単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 399単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 240単位

11 (略)

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2の2第9項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

35単位

(新設)

(新設)

注 指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

(削る)

3・4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(新設)

3 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合

187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等の利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4・5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者(指定通所基準第5条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下この第1において同じ。)として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

6 栄養士配置加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) (略)

7 (略)

8 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)若しくは注9のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)を算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

8の2 (略)

9 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I) 100単位

ロ 個別サポート加算(II) 125単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)であつて、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 32単位

ロ 医療連携体制加算(II) 63単位

ハ 医療連携体制加算(III) 125単位

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

7 栄養士配置加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

(1) 栄養士を1名以上配置していること。

(2) (略)

8 (略)

9 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

9の2 (略)

(新設)

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

(新設)

三 医療連携体制加算(IV)

- (1) 看護を受けた障害児が1人 800単位
- (2) 看護を受けた障害児が2人 500単位
- (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 400単位

ホ 医療連携体制加算(V)

- (1) 看護を受けた障害児が1人 1,600単位
- (2) 看護を受けた障害児が2人 960単位
- (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 800単位

ハ 医療連携体制加算(VI)

500単位

ニ 医療連携体制加算(VII)

100単位

(削る)

(削る)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。

(新設)

(新設)

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)

500単位

ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)

100単位

ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)

1,000単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅵ)

500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。

(削る)

(削る)

11 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

1の2 イ及び1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2・3 (略)

(新設)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に^{かくたん}喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のハ、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、^{かくたん}喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはヘ又は1のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

11 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

1の2 イ及び1の注10を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2・3 (略)

12~12の3 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(削る)

(削る)

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

12~12の3 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあっては、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費(1日につき)

- イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由(法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 389単位
- ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 501単位
- ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 338単位
- ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 450単位
- 注1~3 (略)

4 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員(以下この第2において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。)が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

- イ 事業所内相談支援加算(I) 100単位
- ロ 事業所内相談支援加算(II) 80単位

注1 イについては、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、指定医療型児童発達支援事業所等において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費(1日につき)

- イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由(法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 388単位
- ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 500単位
- ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 337単位
- ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 449単位
- 注1~3 (略)

4 やむを得ず指定通所基準第44条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員(以下この第2において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。)が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

(新設)

(新設)

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(削る)

3・4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1・2 (略)

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所においては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。7の3において同じ。)又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関においては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は指導員であるものに限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

6～7の3 (略)

8 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I) 100単位

ロ 個別サポート加算(II) 125単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であつて、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定医療型児童発達支援を行う必要があるものに対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において継続して指定医療型児童発達支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定医療型児童発達支援の利用がなかった場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関における指定医療型児童発達支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4・5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1・2 (略)

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所においては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。8の3において同じ。)又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関においては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は指導員であるものに限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

7～8の3 (略)

(新設)

9～9の3 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
(削る)

(削る)

(削る)

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間以上）

(イ) 医療的ケア区分3

a 利用定員が10人以下の場合

2,604単位

9～9の3 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあっては、1から9の3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1の1

(新設)

(イ) 利用定員が10人以下の場合

660単位

b	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,402単位
c	利用定員が21人以上の場合	2,302単位
(二)	医療的ケア区分 2	
a	利用定員が10人以下の場合	1,604単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,402単位
c	利用定員が21人以上の場合	1,302単位
(三)	医療的ケア区分 1	
a	利用定員が10人以下の場合	1,271単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,069単位
c	利用定員が21人以上の場合	969単位
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a	利用定員が10人以下の場合	604単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	402単位
c	利用定員が21人以上の場合	302単位
(2)	区分 2 (指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満)	
(一)	医療的ケア区分 3	
a	利用定員が10人以下の場合	2,591単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,393単位
c	利用定員が21人以上の場合	2,295単位
(二)	医療的ケア区分 2	
a	利用定員が10人以下の場合	1,591単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,393単位
c	利用定員が21人以上の場合	1,295単位
(三)	医療的ケア区分 1	
a	利用定員が10人以下の場合	1,258単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,060単位
c	利用定員が21人以上の場合	962単位
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a	利用定員が10人以下の場合	591単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	393単位
c	利用定員が21人以上の場合	295単位
(削る)		
(削る)		

(一)	利用定員が11人以上20人以下の場合	443単位
(二)	利用定員が21人以上の場合	333単位
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(2)	区分 1 の 2	
(一)	利用定員が10人以下の場合	649単位
(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合	433単位
(三)	利用定員が21人以上の場合	326単位
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(3)	区分 2 の 1	
(一)	利用定員が10人以下の場合	612単位
(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合	407単位
(三)	利用定員が21人以上の場合	306単位
(4)	区分 2 の 2	
(一)	利用定員が10人以下の場合	599単位
(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合	398単位
(三)	利用定員が21人以上の場合	299単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合
（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 医療的ケア区分3

- (一) 利用定員が10人以下の場合 2,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 2,372単位

(2) 医療的ケア区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 1,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 1,372単位

(3) 医療的ケア区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 1,388単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,147単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 1,039単位

(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 372単位

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 1,756単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,467単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,263単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,108単位
- (五) 利用定員が9人の場合 989単位
- (六) 利用定員が10人の場合 893単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 686単位

(2) 休業日に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 2,038単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,706単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,466単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,288単位
- (五) 利用定員が9人の場合 1,150単位
- (六) 利用定員が10人の場合 1,039単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 810単位

ニ 共生型放課後等デイサービス給付費

- (1) 授業の終了後に行う場合 426単位
- (2) 休業日に行う場合 549単位

ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費

- (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)
 - (一) 授業の終了後に行う場合 529単位
 - (二) 休業日に行う場合 652単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合
（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 792単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 532単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 412単位

(2) 区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 730単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 486単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 376単位

(新設)

(新設)

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 1,754単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,466単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,262単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,107単位
- (五) 利用定員が9人の場合 988単位
- (六) 利用定員が10人の場合 892単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 685単位

(2) 休業日に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 2,036単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,704単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,465単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,287単位
- (五) 利用定員が9人の場合 1,149単位
- (六) 利用定員が10人の場合 1,038単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 809単位

ニ 共生型放課後等デイサービス給付費

- (1) 授業の終了後に行う場合 429単位
- (2) 休業日に行う場合 554単位

ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費

- (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)
 - (一) 授業の終了後に行う場合 533単位
 - (二) 休業日に行う場合 658単位

(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)

- (一) 授業の終了後に行う場合 426単位
- (二) 休業日に行う場合 549単位

注1 イ及びハの(1)については、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。))をいう。以下同じ。)に就学している障害児(以下「就学児」という。)に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)(イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 (略)

1の3 ホの(1)(イ)及び(2)(イ)については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2・2の2 (略)

2の3 ホの(1)(ロ)及び(2)(ロ)については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画(指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービス等が提供が必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、算定する。

- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)

(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅲ)

- (一) 授業の終了後に行う場合 429単位
- (二) 休業日に行う場合 554単位

注1 イ及びハの(1)については、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。))をいう。以下同じ。)に就学している障害児(以下「就学児」という。)に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)(イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 (略)

1の3 ホの(1)(イ)及び(2)(イ)については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2・2の2 (略)

2の3 ホの(1)(ロ)及び(2)(ロ)については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 イについては、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 利用定員が10人以下の場合 9単位
- ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 6単位
- ハ 利用定員が21人以上の場合 4単位

4 ロについては、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 利用定員が10人以下の場合 12単位
- ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位
- ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

- 4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) (略)
- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
- (一)・(二) (略)
- (3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85
- 5 ロ、ハの(2)、ニの(2)又はホの(1)の(二)若しくは(2)の(二)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 6 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であつても、減算しない。
- 7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注8、注10及び4の注3の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注7及び注8において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合

- 5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) (略)
- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画（同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
- (一)・(二) (略)
- (3) 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85
- 6 ロ、ハの(2)、ニの(2)又はホの(1)の(二)若しくは(2)の(二)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 7 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 8 常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注9、注11及び5の注3の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注及び注9において「理学療法士等」という。）、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注及び注9において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定め

する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注7において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - ① 利用定員が10人以下の場合 187単位
 - ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位
 - ③ 利用定員が21人以上の場合 75単位
- (2) 児童指導員等を配置する場合
 - ① 利用定員が10人以下の場合 123単位
 - ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位
 - ③ 利用定員が21人以上の場合 49単位
- (3) その他の従業者を配置する場合
 - ① 利用定員が10人以下の場合 90単位
 - ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 60単位
 - ③ 利用定員が21人以上の場合 36単位

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - ① 利用定員が5人の場合 374単位
 - ② 利用定員が6人の場合 312単位
 - ③ 利用定員が7人の場合 267単位
 - ④ 利用定員が8人の場合 234単位
 - ⑤ 利用定員が9人の場合 208単位
 - ⑥ 利用定員が10人の場合 187単位
 - ⑦ 利用定員が11人以上の場合 125単位
- (2) 児童指導員等を配置する場合
 - ① 利用定員が5人の場合 247単位
 - ② 利用定員が6人の場合 206単位
 - ③ 利用定員が7人の場合 176単位
 - ④ 利用定員が8人の場合 154単位
 - ⑤ 利用定員が9人の場合 137単位
 - ⑥ 利用定員が10人の場合 123単位
 - ⑦ 利用定員が11人以上の場合 82単位
- (3) その他の従業者を配置する場合
 - ① 利用定員が5人の場合 180単位
 - ② 利用定員が6人の場合 150単位
 - ③ 利用定員が7人の場合 129単位
 - ④ 利用定員が8人の場合 113単位
 - ⑤ 利用定員が9人の場合 100単位
 - ⑥ 利用定員が10人の場合 90単位
 - ⑦ 利用定員が11人以上の場合 60単位

る基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イの(1)又は(2)を算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - ① 利用定員が10人以下の場合 209単位
 - ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位
 - ③ 利用定員が21人以上の場合 84単位
- (2) 児童指導員等を配置する場合
 - ① 利用定員が10人以下の場合 155単位
 - ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位
 - ③ 利用定員が21人以上の場合 62単位
- (3) その他の従業者を配置する場合
 - ① 利用定員が10人以下の場合 91単位
 - ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位
 - ③ 利用定員が21人以上の場合 36単位

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - ① 利用定員が5人の場合 418単位
 - ② 利用定員が6人の場合 348単位
 - ③ 利用定員が7人の場合 299単位
 - ④ 利用定員が8人の場合 261単位
 - ⑤ 利用定員が9人の場合 232単位
 - ⑥ 利用定員が10人の場合 209単位
 - ⑦ 利用定員が11人以上の場合 139単位
- (2) 児童指導員等を配置する場合
 - ① 利用定員が5人の場合 309単位
 - ② 利用定員が6人の場合 258単位
 - ③ 利用定員が7人の場合 221単位
 - ④ 利用定員が8人の場合 193単位
 - ⑤ 利用定員が9人の場合 172単位
 - ⑥ 利用定員が10人の場合 155単位
 - ⑦ 利用定員が11人以上の場合 103単位
- (3) その他の従業者を配置する場合
 - ① 利用定員が5人の場合 182単位
 - ② 利用定員が6人の場合 152単位
 - ③ 利用定員が7人の場合 130単位
 - ④ 利用定員が8人の場合 114単位
 - ⑤ 利用定員が9人の場合 101単位
 - ⑥ 利用定員が10人の場合 91単位
 - ⑦ 利用定員が11人以上の場合 61単位

8 理学療法士等（保育士を除く。以下この注8において同じ。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注7の加算を算定している場合は、注7の加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	75単位
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(1) 利用定員が5人の場合	374単位
(2) 利用定員が6人の場合	312単位
(3) 利用定員が7人の場合	267単位
(4) 利用定員が8人の場合	234単位
(5) 利用定員が9人の場合	208単位
(6) 利用定員が10人の場合	187単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	125単位
(削る)	

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(1)	
(1) 利用定員が5人の場合	400単位
(2) 利用定員が6人の場合	
	333単位

9 1のイの(1)若しくは(2)又はロの(1)を算定する指定放課後等デイサービス事業所であって、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者及び注8の加算の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イ又はロを算定する場合には、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 理学療法士等を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	209単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	84単位
ロ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	155単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	62単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
ハ その他の従業者を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	91単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	36単位

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(1)	
(1) 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（(2)に該当する場合を除く。）	
(イ) 利用定員が10人以下の場合	200単位
(ロ) 利用定員が11人以上20人以下の場合	133単位
(ハ) 利用定員が21人以上の場合	80単位
(2) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(イ) 利用定員が5人の場合	400単位
(ロ) 利用定員が6人の場合	333単位

- (3) 利用定員が7人の場合 286単位
- (4) 利用定員が8人の場合 250単位
- (5) 利用定員が9人の場合 222単位
- (6) 利用定員が10人の場合 200単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 133単位

□ 看護職員加配加算Ⅲ

- (1) 利用定員が5人の場合 800単位

- (2) 利用定員が6人の場合 666単位

- (3) 利用定員が7人の場合 572単位
- (4) 利用定員が8人の場合 500単位
- (5) 利用定員が9人の場合 444単位
- (6) 利用定員が10人の場合 400単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 266単位

(削る)

10 (略)

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後

- (三) 利用定員が7人の場合 286単位
- (四) 利用定員が8人の場合 250単位
- (五) 利用定員が9人の場合 222単位
- (六) 利用定員が10人の場合 200単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 133単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

□ 看護職員加配加算Ⅳ

- (1) 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（(2)に該当する場合を除く。）

- (一) 利用定員が10人以下の場合 400単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 266単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 160単位

- (2) 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

- (一) 利用定員が5人の場合 800単位
- (二) 利用定員が6人の場合 666単位
- (三) 利用定員が7人の場合 572単位
- (四) 利用定員が8人の場合 500単位
- (五) 利用定員が9人の場合 444単位
- (六) 利用定員が10人の場合 400単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 266単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ハ 看護職員加配加算Ⅴ

障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

- (1) 利用定員が10人以下の場合 600単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 399単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 240単位

11 (略)

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後

等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

イ 事業所内相談支援加算(I) 100単位

ロ 事業所内相談支援加算(II) 80単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する当該就学児の療育に係る相談援助を当該就学児以外の就学児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

(削る)

3 (略)

4 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算

35単位

(新設)

(新設)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

3 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者(同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。)として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

5 欠席時対応加算

- イ 欠席時対応加算(I) 94単位
- ロ 欠席時対応加算(II) 94単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。ただし、1の注3に規定する就学児について、1のイからホまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

6 欠席時対応加算 94単位

(新設)
(新設)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

(新設)

6 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注7のイの(1)若しくはロの(1)若しくは注8を算定している場合又は1の注10のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

6の2 (略)

7 個別サポート加算

イ 個別サポート加算(I) 100単位
ロ 個別サポート加算(II) 125単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 32単位
ロ 医療連携体制加算(II) 63単位
ハ 医療連携体制加算(III) 125単位
ニ 医療連携体制加算(IV)
(1) 看護を受けた就学児が1人 800単位
(2) 看護を受けた就学児が2人 500単位
(3) 看護を受けた就学児が3人以上8人以下 400単位
ホ 医療連携体制加算(V)
(1) 看護を受けた就学児が1人 1,600単位
(2) 看護を受けた就学児が2人 960単位
(3) 看護を受けた就学児が3人以上8人以下 800単位
ヘ 医療連携体制加算(VI) 500単位
ト 医療連携体制加算(VII) 100単位

(削る)

(削る)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している就学児については、算定しない。

7 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの(1)若しくはロの(1)若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

7の2 (略)

(新設)

8 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位
ロ 医療連携体制加算(II) 250単位
(新設)
(新設)

(新設)

ハ 医療連携体制加算(III) 500単位
ニ 医療連携体制加算(IV) 100単位
ホ 医療連携体制加算(V) 1,000単位
ヘ 医療連携体制加算(VI) 500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している就学児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している就学児については、算定しない。

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ハ又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

7 トについては、喀痰^{かくたん}吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰^{かくたん}吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハを算定している就学児については、算定しない。

(削る)

(削る)

9 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

1の2 イ及び1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い、喀痰^{かくたん}吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2・3 (略)

10 (略)

10の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注10のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 (略)

10の3 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス

4 ニについては、喀痰^{かくたん}吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰^{かくたん}吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはヘ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

9 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

1の2 イ及び1の注10を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い、喀痰^{かくたん}吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2・3 (略)

10 (略)

10の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注11イ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 (略)

10の3 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサー

等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
 - ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
 - ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (削る)
- (削る)

(削る)

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

第4 居宅訪問型児童発達支援

- 1 居宅訪問型児童発達支援給付費 (1日につき) 1,035単位
- 注1~4 (略)
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2・3 (略)

ビス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、1から10の3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

13 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数

第4 居宅訪問型児童発達支援

- 1 居宅訪問型児童発達支援給付費 (1日につき) 991単位
- 注1~4 (略)
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2・3 (略)

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
 (削る)
 (削る)
 (削る)

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,035単位
 注1～3 (略)
 4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

1の2～2 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から3までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から3までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

5 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 991単位
 注1～3 (略)
 4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

1の2～2 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除

く。4において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(削る)

(削る)

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、1から2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

く。4及び5において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合にあつては、1から2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、1から2までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二十一条 児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)の1部を次の表のよう改正する。

(添付部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)</p> <p>イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 941単位</p>	<p>別表</p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)</p> <p>イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 897単位</p>

(2) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	823単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,697単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	941単位
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	654単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,090単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	863単位
(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合	823単位
(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合	688単位
(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合	614単位
(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	590単位
(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	568単位
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	545単位
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	526単位
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	504単位
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	501単位
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	499単位
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	496単位
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	493単位
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	490単位
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	485単位
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	481単位
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	477単位
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	473単位
(21) 入所定員が191人以上の場合	470単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	831単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	759単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	721単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	689単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	657単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	626単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位

(2) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	784単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,617単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	897単位
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	623単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,039単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	822単位
(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合	784単位
(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合	655単位
(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合	585単位
(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	562単位
(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	541単位
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	519単位
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	501単位
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	480単位
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	477単位
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	475単位
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	472単位
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	469単位
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	466単位
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	462単位
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	458単位
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	454単位
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	450単位
(21) 入所定員が191人以上の場合	447単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	792単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	723単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	687単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	656単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	626単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	596単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,054単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	766単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835単位

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 891単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,870単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 971単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 682単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,337単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 885単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 633単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,122単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 885単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 567単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,005単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 856単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 533単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 856単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 856単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

- 754単位
- 701単位
- 615単位
- 593単位
- 572単位
- 550単位
- 531単位
- 510単位

- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 701単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 615単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 593単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 572単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 550単位
- (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 531単位
- (15) 入所定員が91人以上の場合 510単位

二 主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が5人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 1,225単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 966単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 913単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 966単位

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 913単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,857単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 966単位

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 766単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,608単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 835単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 586単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,150単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 544単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 965単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 487単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 864単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 736単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

- 648単位
- 603単位
- 529単位
- 510単位
- 492単位
- 473単位
- 456単位
- 438単位

- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 603単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 529単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 510単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 492単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 473単位
- (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 456単位
- (15) 入所定員が91人以上の場合 438単位

二 主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が5人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 1,054単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 831単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 785単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 831単位

(3) 入所定員が10人の場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 785単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 831単位

- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 683単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,326単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 880単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 636単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,120単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 880単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 563単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 949単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 851単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 536単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 851単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 851単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）
 - 750単位
- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 698単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 612単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 590単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 570単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 548単位
- (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 528単位
- (15) 入所定員が91人以上の場合 509単位

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 753単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 739単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 724単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 708単位

注1・2（略）

3 指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

4～5の2（略）

6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害

- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 587単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,141単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 757単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 547単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 963単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 757単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 816単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 732単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 461単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 732単位
 - (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 732単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）
 - 645単位
- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 600単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 526単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 507単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 490単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 471単位
- (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 454単位
- (15) 入所定員が91人以上の場合 437単位

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 752単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 738単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 723単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 707単位

注1・2（略）

3 指定入所基準第41条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4～5の2（略）

6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童（以下「重複障害児」という。）である

児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

7 (略)

8 指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。

9~13 (略)

14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が10人以下の場合 159単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 79単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 53単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 40単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 16単位
- (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 14単位
- (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 13単位
- (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 12単位
- (14) 入所定員が131人以上150人以下の場合 11単位
- (15) 入所定員が151人以上160人以下の場合 10単位
- (16) 入所定員が161人以上180人以下の場合 9単位
- (17) 入所定員が181人以上の場合 8単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 53単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 40単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 20単位

障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

7 (略)

8 指定福祉型障害児入所施設において幼児である障害児(盲児又はろうあ児に限る。)に対して、指定入所支援を行った場合に、幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。

9~13 (略)

(新設)

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位
(6) 入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位
(7) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(13) 入所定員が91人以上の場合	16単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が50人以下の場合	32単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	20単位

2 (略)

3 自活訓練加算(1日につき)

イ・ロ (略)

注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が認めた障害児に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練(以下「自活訓練」という。)を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所中1回を限度として加算する。

4~8 (略)

9 小規模グループケア加算 240単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限り。)に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

2 (略)

3 自活訓練加算(1日につき)

イ・ロ (略)

注1 6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が認めた障害児(知的障害児又は自閉症児に限る。以下この3において同じ。)に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練(以下「自活訓練」という。)を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の給付決定期間(法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。以下同じ。)中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあつては、2回)を限度として加算する。

4~8 (略)

9 小規模グループケア加算 240単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限り。)に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（小規模グループケア加算が算定されている場合に限る。）に、更に当該障害児1人につき308単位を所定単位数に加算する。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
 - ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数
 - ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
(削る)
 - ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) 1から9までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
(削る)
- (削る)

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(新設)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあつては、1から9までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 352単位
 (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 175単位
 (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 914単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 420単位
 (二) 61日目以降90日目まで 384単位
 (三) 91日目以降180日目まで 352単位
 (四) 181日目以降 319単位
- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 206単位
 (二) 61日目以降90日目まで 190単位
 (三) 91日目以降180日目まで 175単位
 (四) 181日目以降 160単位
- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 1,101単位
 (二) 61日目以降90日目まで 1,003単位
 (三) 91日目以降180日目まで 914単位
 (四) 181日目以降 825単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 127単位
 (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 890単位

ニ 指定発達支援医療機関で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 153単位
 (二) 61日目以降90日目まで 139単位
 (三) 91日目以降180日目まで 127単位
 (四) 181日目以降 115単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 1,077単位
 (二) 61日目以降90日目まで 979単位
 (三) 91日目以降180日目まで 890単位
 (四) 181日目以降 801単位

注1～2（略）

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 351単位
 (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 174単位
 (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 913単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 419単位
 (二) 61日目以降90日目まで 383単位
 (三) 91日目以降180日目まで 351単位
 (四) 181日目以降 318単位
- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 205単位
 (二) 61日目以降90日目まで 189単位
 (三) 91日目以降180日目まで 174単位
 (四) 181日目以降 159単位
- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 1,100単位
 (二) 61日目以降90日目まで 1,002単位
 (三) 91日目以降180日目まで 913単位
 (四) 181日目以降 824単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 126単位
 (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 889単位

ニ 指定発達支援医療機関で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 152単位
 (二) 61日目以降90日目まで 138単位
 (三) 91日目以降180日目まで 126単位
 (四) 181日目以降 114単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 (一) 60日目まで 1,076単位
 (二) 61日目以降90日目まで 978単位
 (三) 91日目以降180日目まで 889単位
 (四) 181日目以降 800単位

注1～2（略）

3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ～ハ (略)

4の2 (略)

5 注4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあっては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

5の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。)において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

8 (略)

9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

3. やむを得ず指定入所基準第41条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

4の2 (略)

5 注4イからハまでに該当する障害児であって、重複障害児である障害児(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

(新設)

6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。)において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

8 (略)

(新設)

2 自活訓練加算 (1日につき)

イ・ロ (略)

注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の指定医療型障害児入所施設に入所中1回を限度として加算する。

3~4 (略)

5 小規模グループケア加算 240単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

2 自活訓練加算 (1日につき)

イ・ロ (略)

注1 6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児(自閉症児に限る。以下この2において同じ。)に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の給付決定期間中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあっては、2回)を限度として加算する。

3~4 (略)

5 小規模グループケア加算 240単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、1から5までにより算定した

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十四年厚生労働省令(第百十四号))の一部を次の表のように改正する。(傍線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) 3,504単位</p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) 3,062単位</p> <p>ハ 地域移行支援サービス費(III) 2,349単位</p> <p>注1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長(以下同じ。))に届け出た指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。))第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。))が、地域相談支援給付決定障害者(法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。))に対して指定地域移行支援(指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。))を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合にあっては、ロは算定しない。</p> <p>1の2 ハについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>別表</p> <p>地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費</p> <p>(新設)</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) 3,059単位</p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) 2,347単位</p> <p>注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。))第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。))が、地域相談支援給付決定障害者(法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。))に対して指定地域移行支援(指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。))を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>1の2 ロについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>2・3 (略)</p>

1の2 ピアサポート体制加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

1の3 (略)

2 (略)

3 退院・退所月加算 2,700単位

注1 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月（翌月に退院、退所等をする日が属する月（翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月）に、指定地域移行支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

2 退院・退所月加算を算定する地域相談支援給付決定障害者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算する。

4 障害福祉サービスの体験利用加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

5 体験宿泊加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(I)又はロの体験宿泊加算(II)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

6 居住支援連携体制加算 35単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 地域居住支援体制強化推進加算 500単位

注 指定地域移行支援事業所の従業者が、当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をい

(新設)

1の2 (略)

2 (略)

3 退院・退所月加算 2,700単位

注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月（翌月に退院、退所等をする日が属する月（翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月）に、指定地域移行支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

(新設)

4 障害福祉サービスの体験利用加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算する。

5 体験宿泊加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(I)又はロの体験宿泊加算(II)を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算する。

(新設)

(新設)

う。以下同じ。)又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。)に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

第2 地域定着支援

1 地域定着支援サービス費

- イ 体制確保費 306単位
- ロ 緊急時支援費
 - (1) 緊急時支援費(I) 712単位
 - (2) 緊急時支援費(II) 95単位

注 1・2 (略)

2の2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、ロの(1)の緊急時支援費(I)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

2の3 (略)

3・4 (略)

2 ピアサポート体制加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3 日常生活支援情報提供加算 100単位

注 指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

4 居住支援連携体制加算 35単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 地域居住支援体制強化推進加算 500単位

注 指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

第2 地域定着支援

地域定着支援サービス費

- イ 体制確保費 305単位
- ロ 緊急時支援費
 - (1) 緊急時支援費(I) 711単位
 - (2) 緊急時支援費(II) 94単位

注 1・2 (略)
(新設)

2の2 (略)

3・4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)
 第二十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省令（第百二十五号）の一部を次の表のよりに改正する。）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I) 1,864単位</p> <p>(2) 機能強化型サービス利用支援費(II) 1,764単位</p> <p>(3) 機能強化型サービス利用支援費(III) 1,672単位</p> <p>(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV) 1,622単位</p> <p>(5) サービス利用支援費(I) 1,522単位</p> <p>(6) サービス利用支援費(II) 732単位</p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) 1,613単位</p> <p>(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) 1,513単位</p> <p>(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) 1,410単位</p> <p>(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) 1,360単位</p> <p>(5) 継続サービス利用支援費(I) 1,260単位</p> <p>(6) 継続サービス利用支援費(II) 606単位</p> <p>注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11において同じ。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。</p>	<p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) 1,462単位</p> <p>(2) サービス利用支援費(II) 731単位</p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 継続サービス利用支援費(I) 1,211単位</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(II) 605単位</p> <p>注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(新設)</p>

(2) サービス利用支援費(I)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(3) サービス利用支援費(II)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(III)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(III)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から機能強化型継続サービス利用支援費(III)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。

(2) 継続サービス利用支援費(I)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(3) 継続サービス利用支援費(II)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

3 (略)

4 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。）に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

5 (略)

6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援

(1) サービス利用支援費(I) 指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（指定基準第3条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。以下この1において同じ。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（指定基準第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(2) サービス利用支援費(II) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(新設)

(1) 継続サービス利用支援費(I) 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(2) 継続サービス利用支援費(II) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

3 (略)

4 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

5 (略)

6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援

(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- (1) 機能強化型サービス利用支援費(I) 572単位
- (2) 機能強化型サービス利用支援費(II) 572単位
- (3) 機能強化型サービス利用支援費(III) 572単位
- (4) 機能強化型サービス利用支援費(IV) 572単位
- (5) サービス利用支援費(I) 572単位
- (6) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) 623単位
- (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) 623単位
- (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) 623単位
- (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) 623単位
- (10) 継続サービス利用支援費(I) 623単位

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(III)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- (1) 機能強化型サービス利用支援費(I) 881単位
- (2) 機能強化型サービス利用支援費(II) 881単位
- (3) 機能強化型サービス利用支援費(III) 881単位
- (4) 機能強化型サービス利用支援費(IV) 881単位
- (5) サービス利用支援費(I) 881単位
- (6) サービス利用支援費(II) 92単位
- (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) 932単位
- (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) 932単位
- (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) 932単位
- (10) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) 932単位
- (11) 継続サービス利用支援費(I) 932単位
- (12) 継続サービス利用支援費(II) 278単位

8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費(III)を除く。）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき16単位を所定単位数から減算する。

9 (略)

2 (略)

3 初回加算 300単位

注1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（法第5条第22項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (1) サービス利用支援費(I) 553単位
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (2) 継続サービス利用支援費(I) 604単位

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(III)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (1) サービス利用支援費(I) 856単位
- (2) サービス利用支援費(II) 125単位
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (3) 継続サービス利用支援費(I) 907単位
- (4) 継続サービス利用支援費(II) 301単位

8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(I)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき9単位を所定単位数から減算する。

9 (略)

2 (略)

3 初回加算 300単位

注 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（法第5条第22項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算 100単位

注 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)

5 (略)

6 退院・退所加算 200単位

注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

(新設)

4 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

イ 特定事業所加算(I)	500単位
ロ 特定事業所加算(II)	400単位
ハ 特定事業所加算(III)	300単位
ニ 特定事業所加算(IV)	150単位

5 (略)

6 退院・退所加算 200単位

注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

7 居宅介護支援事業所等連携加算

注 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用して
いる期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)
から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(1)から(6)までに掲げる場合のそれぞ
れについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害
者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から
(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のう
ち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

- (1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅
介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指
定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11
年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介
護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」
といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運
営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該
計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等
における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）
又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をい
う。）の作成等に協力する場合 100単位
- (2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回
以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等
及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位
- (3) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画
相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事
業所等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位
- (4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等
に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援セン
ター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援セン
ター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等
に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者
等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談
支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合 100単位

7 居宅介護支援事業所等連携加算

100単位

注 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介
護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅
介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省
令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援
事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定
する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計
画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を
除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅
介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サー
ビス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防
サービス計画をいう。）の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1
月に1回を限度として所定単位数を加算する（当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月
以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該指定居宅介護支援事業所等におけ
る指定居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除く。）。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

(6) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

8 (略)

9 集中支援加算

注 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ300単位を加算する。

(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(3) 福祉サービス等を提供する機関等（以下この(3)において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）

10 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

11 サービス提供時モニタリング加算 100単位

注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。

12~14 (略)

(新設)

(新設)

8 (略)

(新設)

9 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、指定基準第15条第2項第11号に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

10 サービス提供時モニタリング加算 100単位

注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。

11~13 (略)

15 ピアサポート体制加算 100単位
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

17 (略)

(新設)

14 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

15 (略)

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のようになす。

(変更部分は改出部分)

改 正 後	改 出 前
別表	別表
障害児相談支援給付費単位数表	障害児相談支援給付費単位数表
1 障害児相談支援費	1 障害児相談支援費
イ 障害児支援利用援助費	イ 障害児支援利用援助費
(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)	(新設)
(2) 機能強化型障害児支援利用援助費(II)	(新設)
(3) 機能強化型障害児支援利用援助費(III)	(新設)
(4) 機能強化型障害児支援利用援助費(IV)	(新設)
(5) 障害児支援利用援助費(I)	(1) 障害児支援利用援助費(I)
(6) 障害児支援利用援助費(II)	(2) 障害児支援利用援助費(II)
2,027単位	1,625単位
1,927単位	814単位
1,842単位	
1,792単位	
1,692単位	
815単位	

□ 継続障害児支援利用援助費

- (1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I) 1,724単位
- (2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(II) 1,624単位
- (3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(III) 1,527単位
- (4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV) 1,476単位
- (5) 継続障害児支援利用援助費(I) 1,376単位
- (6) 継続障害児支援利用援助費(II) 662単位

注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。

(2) 障害児支援利用援助費(I)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(3) 障害児支援利用援助費(II)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

□ 継続障害児支援利用援助費

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (1) 継続障害児支援利用援助費(I) 1,322単位
- (2) 継続障害児支援利用援助費(II) 661単位

注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 障害児支援利用援助費(I) 指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（指定基準第3条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。以下この1において同じ。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（指定基準第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(2) 障害児支援利用援助費(II) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。

(2) 継続障害児支援利用援助費(I)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(3) 継続障害児支援利用援助費(III)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

3～5 (略)

2 (略)

3 初回加算 500単位

注1 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であつて、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算 100単位

注 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(新設)

(1) 継続障害児支援利用援助費(I) 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(2) 継続障害児支援利用援助費(III) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

3～5 (略)

2 (略)

3 初回加算 500単位

注 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

4 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

(削る)
(削る)
(削る)
(削る)

5・6 (略)

7 保育・教育等移行支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに定める単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに定める単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

(1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 100単位

(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

(3) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

8 (略)

9 集中支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算する。

(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

イ 特定事業所加算(I) 500単位
ロ 特定事業所加算(II) 400単位
ハ 特定事業所加算(III) 300単位
ニ 特定事業所加算(IV) 150単位

5・6 (略)
(新設)

7 (略)
(新設)

(3) 福祉サービス等を提供する機関等（以下この(3)において「関係機関」という。）の求めに
 応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用につい
 て、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する
 月を除く。）

10 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専
 門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）に
 ついて説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求
 め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該
 障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加
 算する。

11～14 (略)

15 ビデオサポート体制加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児
 相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加
 算する。

16・17 (略)

(厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部改正)
 第二十五条 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の
 中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地 域
(略)	(略)	(略)
二級地	(略)	(略)
	東京都	町田市、狛江市、多摩市
	(略)	(略)
三級地	(略)	(略)
	千葉県	千葉市、成田市
	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、 小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、 福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市

改正前

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の
 中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地 域
(略)	(略)	(略)
二級地	(略)	(略)
	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米 市、多摩市
	(略)	(略)
三級地	(略)	(略)
	千葉県	千葉市、成田市、習志野市、八千代市
	東京都	八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、 小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市

8 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、指定基準第15条第2項第10号に規定する
 サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障
 害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者
 に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の
 提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき
 1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

9～12 (略)

(新設)

13・14 (略)

(傍線部分は改正部分)

六級地		五級地										四級地							
埼玉県	(略)	茨城県	(略)	愛知県	(略)	神奈川県	(略)	東京都	(略)	千葉県	(略)	東京都	(略)	千葉県	(略)	茨城県	(略)	大阪府	(略)
埼玉県	(略)	茨城県	(略)	愛知県	(略)	神奈川県	(略)	東京都	(略)	千葉県	(略)	東京都	(略)	千葉県	(略)	茨城県	(略)	大阪府	(略)
川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町		古河市、利根町		西尾市、みよし市		横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町		あきる野市、日の出町		市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四街道市、栄町		水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市		船橋市、習志野市、八千代市、浦安市		牛久市		守口市、大東市、門真市、四條畷市	

六級地		五級地										四級地							
埼玉県	(略)	茨城県	(略)	愛知県	(略)	神奈川県	(略)	東京都	(略)	千葉県	(略)	東京都	(略)	千葉県	(略)	茨城県	(略)	大阪府	(略)
埼玉県	(略)	茨城県	(略)	愛知県	(略)	神奈川県	(略)	東京都	(略)	千葉県	(略)	東京都	(略)	千葉県	(略)	茨城県	(略)	大阪府	(略)
川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、滑川町、宮代町、杉戸町、松伏町		古河市、ひたちなか市、利根町		刈谷市、豊田市、西尾市、豊明市		横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町		あきる野市		市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四街道市		水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、守谷市		船橋市、浦安市		取手市、牛久市、つくば市		守口市、大東市、門真市	

七級地		千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町
東京都		武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、檜原村、奥多摩町	
(略)			
静岡県		静岡市	
愛知県		岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村	
(略)			
大阪府		岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	
(略)			
福岡県		大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、粕屋町	
(略)			
(削る)		結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町	
栃木県		栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町	
群馬県		前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町	
埼玉県		熊谷市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町	
千葉県		木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、長柄町、長南町	
(削る)			
神奈川県		山北町、箱根町	
(略)			

七級地		千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、白井市、酒々井町、栄町
東京都		武蔵村山市、奥多摩町	
(略)			
静岡県		静岡市、沼津市、御殿場市	
愛知県		岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、知多市、知立市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、大治町、蟹江町	
(略)			
大阪府		岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	
(略)			
福岡県		春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、粕屋町	
(略)			
宮城県		名取市	
茨城県		結城市、笠間市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町	
栃木県		栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、さくら市、壬生町	
群馬県		前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市	
埼玉県		熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、吉見町、鳩山町、寄居町	
千葉県		木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、長柄町、長南町	
東京都		羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村	
神奈川県		箱根町	
(略)			

第二十六号 指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものの一部改正
 (指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号)の一部を次の表のように改正する。)

改正後

静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、小山町、川根本町、森町
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
(略)	(略)
滋賀県	長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町
(略)	(略)
(削る)	(削る)
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市
(略)	(略)
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、那珂川市
(略)	(略)

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、令和三年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

改正前

静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、小山町、川根本町、森町
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、尾張旭市、高浜市、日進市、田原市、清須市、長久手市、東郷町、豊山町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
(略)	(略)
滋賀県	長浜市、野洲市、湖南市、東近江市
(略)	(略)
大阪府	豊能町
兵庫県	姫路市、加古川市、赤穂市、三木市
(略)	(略)
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市
(略)	(略)

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成三十年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援の業務(以下「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。)に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主任相談支援専門員研修(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第二百十六号)の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)を修了し、これらの研修を修

二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援の業務(以下「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。)に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主任相談支援専門員研修(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第二百十六号)の別表に定める内容以上の

(傍線部分は改正部分)

了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ、ホ (略)

研修をいう。以下同じ。を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ、ホ (略)

第二十七條 指定計画相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(一部改正)

第二十七條 指定計画相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	前
<p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務(以下「相談支援等の業務」という。))に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。))に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。))又は主任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。))を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イ、ホ (略)</p>	<p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務(以下「相談支援等の業務」という。))に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。))に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。))又は主任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。))を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イ、ホ (略)</p>	<p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務(以下「相談支援等の業務」という。))に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。))又は主任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。))を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イ、ホ (略)</p>	<p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務(以下「相談支援等の業務」という。))に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。))又は主任相談支援専門員研修(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。))を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イ、ホ (略)</p>

第二十八條 児童福祉法施行令第二十七條の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	前
<p>附則</p> <p>令和六年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七條の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七條の十三第一項第二号から第四号まで」とする。</p>	<p>附則</p> <p>平成三十三年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七條の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七條の十三第一項第二号から第四号まで」とする。</p>		

第二十九條 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(一部改正)

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	前
<p>三 平成三十一年三月三十一日において旧告示第二号に定める要件を満たす者(以下「旧児童発達支援管理責任者研修修了者」という。))については、令和六年三月三十一日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす。この場合において、当該旧児童発達</p>	<p>三 平成三十一年三月三十一日において旧告示第二号に定める要件を満たす者(以下「旧児童発達支援管理責任者研修修了者」という。))については、平成三十六年三月三十一日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす。この場合において、当該旧児童</p>		

支援管理責任者研修修了者が児童発達支援管理責任者となるには、同日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。

四 実務経験者が平成三十一年四月一日以後令和四年三月三十一日までに基礎研修修了者となった場合には、第二号の口の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から三年を経過する日までの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす。この場合において、当該実務経験者が児童発達支援管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から三年を経過するまでの間に、実践研修修了者となることを要する。

六 児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならぬ場合にあつては、常勤の児童発達支援管理責任者）が配置されている指定通所支援を行う事業所又は指定入所支援若しくは医療型児童発達支援を行う指定障害児入所施設等（児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）（以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。）においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十一条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより、当該障害児通所支援事業所等に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することとみなす。ことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項、第六十三条第一項及び第六十九条、指定通所支援基準第五條第一項第二号及び第四項第五号、第六条第一項第五号、第五十四条の六第一項第二号、第五十六条第一項第六号、第六十六条第一項第二号及び第三項第五号、第七十一条の三第一項第二号、第七十一条の八第一項第二号並びに第七十三条第一項第二号並びに指定障害児入所施設等基準第四條第一項第六号及び第五十二条第一項第五号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正）
第三十条 厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第五項及び第六条第七項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六條第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業

発達支援管理責任者研修修了者が児童発達支援管理責任者となるには、同日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。

四 実務経験者が平成三十一年四月一日以後平成三十四年三月三十一日までに基礎研修修了者となった場合には、第二号の口の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から三年を経過する日までの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす。この場合において、当該実務経験者が児童発達支援管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から三年を経過するまでの間に、実践研修修了者となることを要する。

六 児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならぬ場合にあつては、常勤の児童発達支援管理責任者）が配置されている指定通所支援を行う事業所又は指定入所支援若しくは医療型児童発達支援を行う指定障害児入所施設等（児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）（以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。）においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十一条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより、当該障害児通所支援事業所等に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することとみなす。ことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項、第六十三条第一項及び第六十九条、指定通所支援基準第五條第一項第二号及び第三項第五号、第六条第一項第五号、第五十四条の六第一項第二号、第五十六条第一項第六号、第六十六条第一項第二号及び第三項第五号、第七十一条の三第一項第二号、第七十一条の八第一項第二号並びに第七十三条第一項第二号並びに指定障害児入所施設等基準第四條第一項第六号及び第五十二条第一項第五号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（傍線部分は改正部分）
改正前

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のイを算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第四項及び第六条第五項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六條第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五條第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあつては、保育士又

- 定通所基準第五條第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあつては、保育士又

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

所(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(以下この号において「児童指導員等」という。)並びに指定通所基準第五条第二項に規定する機能訓練担当職員(以下この号において「機能訓練担当職員」という。)及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)を算定する障害児の数、同イの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のイの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準イの(1)の基準を満たしていること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)を算定する障害児の数、同ロの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1のロの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準ハの(1)の基準を満たしていること。

ホ 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準イ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)の(一)、(二)及び(三)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当する場合であつて、かつ、(4)に該当すること。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所基準第五条第四項の基準を満たしていること。

は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号イ及び第二号の二において同じ。(以下この号において「児童指導員等」という。)及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員(以下この号において「機能訓練担当職員」という。)の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。

(新設)ロ 通所給付費等単位数表第1の1のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第三項第一号に規定する言語聴覚士及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(新設)ハ 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第四項第一号に規定する看護師及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護師及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準イ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)又は(3)に該当すること。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。

(4) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の数、おおよね通所給付費等単位数表第1の1の2の(1)の(一)を算定する障害児の数、同2の(1)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同2の(1)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の2の(1)の(四)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1の2の(2)の(一)及び(二)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおよね通所給付費等単位数表第1の1の2の(2)の(一)を算定する障害児の数、同2の(2)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同2の(2)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ニ 通所給付費等単位数表第1の1の2の(2)の(四)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

ホ 通所給付費等単位数表第1の1のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第四項の基準を満たしていること。

(削る)

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。
(削る)

(新設)

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の2の(2)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

(新設)

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準

児童指導員、保育士又は障害福祉サービスイキ経験者(指定通所基準第五条第一項第一号に規定する障害福祉サービスイキ経験者をいう。)のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。))別表第五に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

二の四 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の4の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上であること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)のそれぞれのスコア(当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。)を合算した点数が四十点以上であること。

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

(前略)

四 通所給付費等単位数表第1の8の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科を

(2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を三以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(2) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

四 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科を

いう。の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「理学療法士等」という。)を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の2の(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1の2の(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定する指定児童発達支援事業所にあつては看護職員を除き、通所給付費等単位数表第1の1のロを算定する指定児童発達支援事業所にあつては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ (略)

四の二・五 (略)

六 通所給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ (略)

六の二 通所給付費等単位数表第2の7の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

七 (略)

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1及び注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)、(二)及び(三)並びにロの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第六十六条第五項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ)の施設基準
次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

- (1) 指定通所基準第六十六条第一項の基準を満たしていること。
- (2) 指定通所基準第六十六条第四項の基準を満たしていること。
- (3) 当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)又はロの(1)を算定する障害児の数、同イの(1)の(二)又はロの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の(三)又はロの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

いう。の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「理学療法士等」という。)を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第1の1のロを算定する指定児童発達支援事業所にあつては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ (略)

四の二・五 (略)

六 通所給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ (略)

六の二 通所給付費等単位数表第2の8の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

七 (略)

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1及び注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)及びロの(1)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第六十六条第四項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ)の施設基準
次の(1)及び(2)又は(3)に該当すること。

- (1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。
 - (2) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。
 - (3) 指定通所基準第六十六条第三項の基準を満たしていること。
- (新設)

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(4)及びロの(4)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(1)又は(2)の基準を満たしていること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)の(一)及び(二)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) 指定通所基準第六十六条第一項の基準を満たしていること。

(削る)

(2) (略)

(3) 当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の数、おおよね通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)の(一)を算定する障害児の数、同イの(2)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(2)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

二 通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)の(四)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

ハの(1)及び(2)の基準を満たしていること。

(削る)

八の二・八の三 (略)

(削る)

(新設)

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。

(3) (略)

(新設)

ハ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(3)及びロの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

二 通所給付費等単位数表第3の1のイの(4)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) 指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(2) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

(3) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

八の二・八の三 (略)

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準

第二号の二の規定を準用する。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。
(削る)

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して放課後等デイサービスを提供することができ旨を公表していること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。
(削る)

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して放課後等デイサービスを提供することができる旨を公表していること。
(削る)

十 通所給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士等を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)若しくは(二)のイの(2)の(一)若しくは(二)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定する指定放課後等デイサービス事業所にあつては看護職員を除き、通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する指定放課後等デイサービス事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注10のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注10のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(3) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1の注10のハを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を三以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

(2) 別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

十一 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士等を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する指定放課後等デイサービス事業所にあつては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ (略)

十の二・十一 (略)

十二 通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (略)

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

十二の二 (略)

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) (略)

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5の1の規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ (略)

十一の二・十二 (略)

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (略)

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

十二の三 (略)

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) (略)

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5の1の規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」

という。)であつて、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(一)から(十)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第一の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(一)から(六)まで、(八)及び(九)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

(一)～(十) (略)

十三の二 入所給付費単位数表第一の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の2の厚生労働大臣が定める施設基準

福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

十四 (略)

十五 入所給付費単位数表第一の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (略)

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ・ニ (略)

十五の二 入所給付費単位数表第一の1の福祉型障害児入所施設給付費の注12の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第一の1の注12のイ及びハを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第一の1のイ、ハ又はニを算定する施設であつて、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。

ロ 入所給付費単位数表第一の1の注12のロ及びニを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第一の1のロ又はホを算定する施設であつて、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。

という。)であつて、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(一)から(十)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

(一)～(十) (略)

十三の二 入所給付費単位数表第一の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の2の厚生労働大臣が定める施設基準

福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

十四 (略)

十五 入所給付費単位数表第一の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (略)

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ・ニ (略)

十五の二 入所給付費単位数表第一の1の福祉型障害児入所施設給付費の注12の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第一の1の注12のイ及びハを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第一の1のイ、ハ又はニを算定する施設であつて、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

ロ 入所給付費単位数表第一の1の注12のロ及びニを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第一の1のロ又はホを算定する施設であつて、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

十六 入所給付費単位数表第1の3の注1の厚生労働大臣が定める施設基準
次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（入所給付費単位数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ (略)

十七 入所給付費単位数表第1の9の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。）を一以上配置すること。

ロ (略)

十七の二 入所給付費単位数表第1の9の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、入所給付費単位数表第1の9の注2に規定する障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア（以下「サテライト型小規模グループケア」という。）の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を二以上配置すること。

ロ 設備については、サテライト型小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。

ハ サテライト型小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から六人までとすること。

ニ サテライト型小規模グループケアの提供に当たっては、入所給付費単位数表第1の9の注2に規定する本体施設と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある建物において行うこと。

ホ 前号のハ、ニ及びヒに掲げる基準に該当すること。

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) (8) (略)

十六 入所給付費単位数表第1の3の注1の厚生労働大臣が定める施設基準
次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（入所給付費単位数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ (略)

十七 入所給付費単位数表第1の9の注1の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。）を一以上配置すること。

ロ (略)

(新設)

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) (8) (略)

ロ 入所給付費単位数表第 2 の 1 の注 4 の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第 2 の 1 の注 4 のハの規定に該当する肢体不自由児(以下この号において「重度肢体不自由児」という。)が入所する建物(以下「重度肢体不自由児病棟」という。)であつて、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(イ)から(イ)までに掲げる基準(入所給付費単位数表第 1 の 9 の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(イ)から(イ)まで、(イ)及び(イ)に掲げる基準)のいずれにも該当すること。

(イ) (イ) (略)

(イ) (イ) (略)

十八の二 (略)

十八の三 入所給付費単位数表第 2 の 1 の医療型障害児入所施設給付費の注 5 の 2 の厚生労働大臣が定める施設基準

第十四号の規定を準用する。

十八の四 入所給付費単位数表第 2 の 1 の医療型障害児入所施設給付費の注 7 の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (略)

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ・ニ (略)

十九 入所給付費単位数表第 2 の 2 の注 1 の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、医療型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練(障害児入所給付費単位数表第 2 の 2 の注 1 に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。)を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ (略)

十九の二 (略)

二十 入所給付費単位数表第 2 の 5 の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (略)

ロ 入所給付費単位数表第 2 の 1 の注 4 の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第 2 の 1 の注 4 のハの規定に該当する肢体不自由児(以下この号において「重度肢体不自由児」という。)が入所する建物(以下「重度肢体不自由児病棟」という。)であつて、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(イ)から(イ)までに掲げる基準のいずれにも該当すること。

(イ) (イ) (略)

(イ) (イ) (略)

十八の二 (略)

十八の三 入所給付費単位数表第 2 の 1 の医療型障害児入所施設給付費の注 7 の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (略)

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ・ニ (略)

十九 入所給付費単位数表第 2 の 2 の注 1 の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練(障害児入所給付費単位数表第 2 の 2 の注 1 に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。)を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ (略)

十九の二 (略)

二十 入所給付費単位数表第 2 の 5 の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (略)

□ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる場合に依り、それぞれ(1)から(3)までに掲げる設備を設けないことができるものとする。

- (1) 障害児の障害の特性から、小規模グループケアの単位において調理することが困難な場合であつて、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備において調理することが適当な場合、台所
- (2) 小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができない場合、浴室
- (3) 障害児の障害の特性から、小規模グループケアの単位に当該特性に対応した便所を設けることが困難な場合、便所

ハシハ (略)

〇〇〇 (略)

□ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

(新設)

ハシハ (略)

別表第一

判定スコア

- (1) レスピレーター管理 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ 5
- (4) O₂吸入又はsPO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 8・6回/日以上の頻回の吸引 3
- (6) ネプライザー 6回/日以上又は継続使用 3
- (7) IVH 8
- (8) 経管(経鼻・胃ろう含む) 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 8
- (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) 3
- (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) 8
- (12) 定期導尿 3回/日以上 5
- (13) 人工肛門 5

別表第二

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる
コミュニケーション		3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	5. コミュニケーションできない

不適切な行為	他人を傷つける行為	自らを傷つける行為	不安定な行動	多動・行動停止	異食行動	大声・奇声を出す	説明の理解
1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 理解できる
2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	
3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	
4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	2. 理解できない
5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	3. 理解できているか判断できない

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ (略)

一の二 (略)

一の三 通所給付費等単位数表第1の8の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

(略)

一の四 通所給付費等単位数表第1の8の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

(略)

一の五 通所給付費等単位数表第1の8の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

(略)

一の六 通所給付費等単位数表第1の9の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童

児童の年齢及び次の表の項目の区分に応じ、次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた障害児

イ 四歳未満であつて、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、二以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当する障害児

ロ 三歳以上であつて、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、一以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、一以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週

に一回以上支援が必要の区分に該当する障害児

①	項目	区分	判断基準
食事		全介助を必要とする	
		一部介助を必要とする	おかすを刻むこと等に一部介助を必要とする
		い 介助を必要としな	

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの

ロ (略)

一の二 (略)

一の三 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

(略)

一の四 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

(略)

一の五 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

(略)

(新設)

⑤		④		③		②	
強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動		移動		入浴		排せつ	
なし	週に一回以上支援が必要	い	ほぼ毎日支援が必要	い	全介助を必要とする	い	全介助を必要とする
			ほぼ毎日支援が必要とする		一部介助を必要とする	い	一部介助を必要とする
			介助を必要としない		介助を必要としない		介助を必要としない
			全介助を必要とする		全介助を必要とする		全介助を必要とする
			一部介助を必要とする		一部介助を必要とする		一部介助を必要とする
			手を握る等による一部介助を必要とする		洗身等に一部介助を必要とする		便器に座ること等に一部介助を必要とする
	調査日の前日までの一月間において、当該行動が週に一回以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に二回以上認められる場合（ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。）		調査日の前日までの一週間において、当該行動が五日以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に五日以上認められる場合				

<p>⑥</p> <p>睡眠障害又は食事若しくは排せつに係る不適応行動(多飲及び過飲を含む)</p>	<p>ほぼ毎日支援が必要</p>	<p>調査日の前日までの一週間において、当該行動が五日以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行動が週に五日以上認められる場合</p>
<p>⑦</p> <p>自分や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為</p>	<p>ほぼ毎日支援が必要</p>	<p>調査日の前日までの一週間において、当該行為が週に一回以上認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、当該行為が週に二回以上認められる場合(ほぼ毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く。)</p>
<p>⑧</p> <p>気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態</p>	<p>ほぼ毎日支援が必要</p>	<p>調査日の前日までの一週間において、五日以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に五日以上当該状態であると認められる場合</p>

<p>⑩ 読み書きが困難な状態 (学習障害によるものを含む。)</p>	<p>⑪ 対人面の不安緊張、感 覚過敏、集団への不適 応又は引きこもり</p>	<p>⑨ 反復的行動(再三の手 洗い又は繰り返し)の確 認を含む。)</p>
<p>要 ほぼ毎日支援が必 要</p>	<p>要 ほぼ毎日支援が必 要</p>	<p>要 ほぼ毎日支援が必 要</p>
<p>調査日の前日までの一週間において、五 日以上当該状態であると認められる場合 又は調査日の前日までの一月間のうち二 週間以上において、週に五日以上当該状 態であると認められる場合</p>	<p>週に一回以上支援 が必要</p> <p>調査日の前日までの一月間において、週 に一回以上当該状態であると認められる 場合又は調査日の前日までの一月間のう ち二週間以上において、週に二回以上当 該状態であると認められる場合(ほぼ毎 日支援が必要な区分に該当する場合を除 く。)</p>	<p>週に一回以上支援 が必要</p> <p>調査日の前日までの一週間において、当 該行動が週に一回以上認められる場合又 は調査日の前日までの一月間のうち二週 間以上において、当該行動が週に二回以 上認められる場合(ほぼ毎日支援が必要 の区分に該当する場合を除く。)</p> <p>調査日の前日までの一週間において、当 該行動が五日以上認められる場合又は調 査日の前日までの一月間のうち二週間以 上において、当該行動が週に五日以上認 められる場合</p>

	週に一回以上支援が必要	調査日の前日までの一月間において、週に一回以上当該状態であると認められる場合又は調査日の前日までの一月間のうち二週間以上において、週に二回以上当該状態であると認められる場合(はば毎日支援が必要の区分に該当する場合を除く)
	なし	

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (7) (略)

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に關するものを除く)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ (略)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(四)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。

(2) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (7) (略)

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に關するものを除く)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ (略)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(四)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) (略)

(3) 平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に關するものを除く)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(四)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ハの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(五)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に關する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

三 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) (略)
- (3) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
- (4) (略)
- (5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(1)から(4)までのいずれかを届け出ていること。
- (6) (略)
- (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。
- (8) (略)

四 通所給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

イ (略)

- (1) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
- (2) (略)
- (3) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
- (4) (略)
- (5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(1)から(4)までのいずれかを届け出ていること。
- (6) (略)
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。
- (8) (略)

四 通所給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

イ (略)

- (1) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。
- (2) (略)
- (3) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
- (4) (略)
- (5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(1)から(4)までのいずれかを算定していること。
- (6) (略)
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。
- (8) (略)

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) (略)
- (3) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
- (4) (略)
- (5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(1)から(4)までのいずれかを算定していること。
- (6) (略)
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。
- (8) (略)

四 通所給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

イ (略)

- (1) 当該指定児童発達支援事業所等において、イの賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (2) 福祉・介護職員等特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (3) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (4) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (5) 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

四の二 通所給付費等単位数表第2の8の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童

第一号の六の規定を準用する。

五 (削る)

六 通所給付費等単位数表第2の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

七 通所給付費等単位数表第3の1の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員
(略)

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
(略)

八 通所給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス
(略)

八の二 通所給付費等単位数表第3の6の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
(略)

八の三 通所給付費等単位数表第3の6の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス
(略)

八の四 通所給付費等単位数表第3の7の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある就学児
次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた児童

イ 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童

ロ 次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
説明の理解	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要

(新設)

五 (略)

六 通所給付費等単位数表第2の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

六の二 通所給付費等単位数表第2の12の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

七 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員
(略)

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
(略)

八 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス
(略)

八の二 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
(略)

八の三 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス
(略)

(新設)

九 (略)

(削る)

十 通所給付費等単位数表第3の12の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十一 (略)

(削る)

十三 通所給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) (略)

(2) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所(通所給付費等単位数表第4の1の注1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3)・(4) (略)

ロ ホ (略)

ハ 口の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト (略)

十一 (略)

(削る)

十二 通所給付費等単位数表第5の4の注の厚生労働大臣が定める基準
第十号の三の規定を準用する。

十三 (略)

十三 十五 (略)

(削る)

九 (略)

十 通所給付費等単位数表第3の12の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十一 通所給付費等単位数表第3の13の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

十二 (略)

十三 通所給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十四 通所給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) (略)

(2) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所(通所給付費等単位数表第4の1の注1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(3)・(4) (略)

ロ ホ (略)

ハ 平成二十年十月から口の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト (略)

十一 (略)

十二 通所給付費等単位数表第5の4の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十三 通所給付費等単位数表第5の5の注の厚生労働大臣が定める基準
第十号の五の規定を準用する。

十四 (略)

十五 十五 (略)

十六 入所給付費単位数表第1の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十六 入所給付費単位数表第1の11の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 十六の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2及び注5の2の厚生労働大臣が定める基準
 (略)

十六の三 入所給付費単位数表第2の1の注5の2の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
 第十三号の規定を準用する。
 第十七 (略)

十八 入所給付費単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三号の規定を準用する。

(厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合の一部改正)
 第三十二条 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)及び主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」という。)第七条第三項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ)を通わせる事業所を除く。以下このロにおいて同じ。又は基準該当児童発達支援事業所(みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。以下このロにおいて同じ)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)を除く。以下このロにおいて同じ。又は基準該当児童発達支援事業所(みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。以下このロにおいて同じ)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>	<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士(国</p>	<p>(略)</p>	<p>指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士(国家</p>	<p>(略)</p>

十六の二 入所給付費単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 十六の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める基準
 (略)
 (新設)

十七 (略)

十八 入所給付費単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 十九 入所給付費単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準
 第三号の規定を準用する。

(2) (略)	(略)
---------	-----

家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の員数を満たしていないこと。

ハ (略)

二 通所給付費等単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関（法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(表略)

三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注4の(1)及び注5の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保	(略)
厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

(2) (略)	(略)
---------	-----

戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第五条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）の員数を満たしていないこと。

ハ (略)

二 通所給付費等単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(表略)

三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注5の(1)及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育	(略)
厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

<p>育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の員数を満たしていないこと。</p>	(略)
<p>士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は障害福祉サービス経験者の員数を満たしていないこと。</p>	(略)

第三十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。)別表の1の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 機能強化型サービス利用支援費(I)及び機能強化型継続サービス利用支援費(I)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 他の指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。))第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。)と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>一 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。</p> <p>二 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>三 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員(指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。))を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p>	<p>(新設)</p>

- (四) 基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）を提供していること。
- (五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。
- (七) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- (八) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。
- (九) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数をいう。②において同じ。）が四十未満であること。
- (2) 掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。
- (二) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- (三) 取扱件数が四十未満であること。
- ロ 機能強化型サービス利用支援費(四)及び機能強化型継続サービス利用支援費(四)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。
- (二) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハ) 機能強化型サービス利用支援費(四)及び機能強化型継続サービス利用支援費(四)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(九)の基準に適合すること。

(二) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ニ) 機能強化型サービス利用支援費(四)及び機能強化型継続サービス利用支援費(四)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの(2)の(一)及び(三)の基準に適合すること。

(2) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするとともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

三) 算定告示別表の3の注1の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規にサービス等利用計画(法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等(法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)に対して指定サービス利用支援(同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合

ロ (略)

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。)別表の3の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規にサービス等利用計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等(法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。)に対して指定サービス利用支援(同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。)を行った場合

ロ (略)

削る

二 算定告示別表の4の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)の提供に当たる常勤の相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。)第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)であること。

(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。

(3) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

(4) 指定特定相談支援事業所(指定基準第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。)の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(5) 基幹相談支援センター(法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。

(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

(7) 算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数(以下単に「取扱件数」という。)が四十未満であること。

ロ 特定事業所加算(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。

(2) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。))を修了していること。

(3) 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

- 三 (略)
- 四 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)
- 五 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)
- 六 算定告示別表の14の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)
- 七 算定告示別表の15の注の厚生労働大臣が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - イ 地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。
 - (一) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者
 - (二) 管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者
 - ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。
- ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。
- 八 算定告示別表の16の注及び17の注の厚生労働大臣が定める基準
運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ハ 特定事業所加算Ⅳ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。
- (2) ロの(3)の基準に適合すること。
- (3) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ニ 特定事業所加算Ⅴ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。
- (2) ロの(3)の基準に適合すること。
- (3) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

三 (略)

四 算定告示別表の11の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)

五 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)

六 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)

(新設)

七 算定告示別表の14の注及び15の注の厚生労働大臣が定める基準

指定基準第十九条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)第二の三に規定する地域生活支援拠点をいう。)であることを定めていること。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）
 第三十四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 機能強化型障害児支援利用援助費(1)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(1)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 他の指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）障害児に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。</p> <p>（二）二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>（三）指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員（指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>（四）基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）を提供していること。</p> <p>（五）基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>（六）運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。</p>	<p>（新設）</p>

(e) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(f) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。

(h) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の 1 の注 1 に規定する取扱件数をいう。②において同じ。）が四十未満であること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(四)までの基準に適合すること。

(二) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(三) 取扱件数が四十未満であること。

ロ 機能強化型障害児支援利用援助費(四)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(四)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(六)まで、(ハ)及び(ニ)の基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(四)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハ 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅳ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳ

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(九)の基準に適合すること

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(六)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ニ 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅴ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅴ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

(2) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするとともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

二 算定告示別表の 3 の注 1 の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前六ヶ月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合

一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の 3 の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前六ヶ月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用してない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合

(削る)

二 算定告示別表の4の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ)の提供に当たる常勤の相談支援専門員(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ)を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)であること。
- (2) 障害児に関する情報又はサービス提供に当たったての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。
- (3) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。

- (4) 指定障害児相談支援事業所(指定基準第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ)の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- (5) 基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。へにおいて同じ)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること。

- (6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (7) 算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数(以下単に「取扱件数」という。)が四十未満であること。

ロ 特定事業所加算(四)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。
- (2) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修(指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ)を修了していること。
- (3) 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ハ 特定事業所加算(四)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。
- (2) ロの(3)の基準に適合すること。
- (3) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

三 (略)

四 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

五 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

六 算定告示別表の14の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

七 算定告示別表の15の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した

旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 障害者総合支援法第四條第一項に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者

(二) 管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者

ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。

ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。

八 算定告示別表の16の注及び17の注の厚生労働大臣が定める基準

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

二 特定事業所加算(Ⅶ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(2)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。

(2) ロの(3)の基準に適合すること。

(3) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつそのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

三 (略)

四 算定告示別表の10の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

五 算定告示別表の11の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

六 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

(新設)

七 算定告示別表の13の注及び14の注の厚生労働大臣が定める基準

指定基準第十九條に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)第二の三に規定する地域生活支援拠点をいう。)であることを定めていること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) 第三十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成三十年厚生労働省告示第百十四号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(削る)

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という)別表第一の一のイの地域移行支援サービス費(Ⅰ)を算定すべき同一の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という)第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。)の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という)第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。
- ロ 指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援(指定基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。)を利用した地域相談支援給付決定障害者(同条第五号に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。)のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において三人以上いること。
- ハ 指定地域移行支援事業所が、法第五条第二十項に規定する精神科病院、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。

二 算定告示別表第一の一のロの地域移行支援サービス費(Ⅱ)を算定すべき同一の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 一のイ及びハに掲げる基準に適合すること。
- ロ 指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において一人以上いること。

改 正 前

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という)第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。)の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。

(新設)

二 指定地域移行支援事業所において、指定基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援を利用した同条第五号に規定する地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において一人以上いること。

(新設)

(傍線部分は改正部分)

三 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市の市長が認める者

(二) 管理者又は指定基準第三条第一項に規定する指定地域移行支援従事者

(2) (1)に掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。

(3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。

四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第七号において同じ。)として位置付けられていることを定めていること。

五 算定告示別表第1の5の体験宿泊加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

第四号の規定を準用する。

六 算定告示別表第1の6の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所及び第2の4の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域定着支援事業所(指定基準第四十条において準用する指定基準第三条第一項に規定する指定地域定着支援事業所をいう。以下同じ。)の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。

ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。

三 指定地域移行支援事業所が、精神科病院(法第五条第二十項に規定する精神科病院をいう。)指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービスマスの注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準
 指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規定する運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
 八 算定告示別表第2の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準
 第二号の規定を準用する。

(新設)
 (新設)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正
 第二十六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)別表計画相談支援給付費単位数表4に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう)を修了した後、相談支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。
 別表 (略)

改 正 前
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十号)第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう)を修了した後、相談支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。
 別表 (略)

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準)に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正
 第三十七条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十六号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後
 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者

改 正 前
 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定する厚生労働大臣が

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号)第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める基準

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。

別表（略）

（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部改正）
 第三十八条 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

附則

（経過措置）

第二条 この告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五及び別表第八に定める内容は、令和四年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第三条 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第一条第五号に規定する重度訪問介護従業者養成研修又は同条第七号に規定する行動援護従業者養成研修（次項において「研修」と総称する。）の事業を行う者は、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容に代えて、この告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容により、当該事業を行うことができる。

第四条 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に、附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされたこの告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、この告示による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。

改正前

附則

（経過措置）

第二条 この告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五及び別表第八に定める内容は、令和三年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第三条 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第一条第五号に規定する重度訪問介護従業者養成研修又は同条第七号に規定する行動援護従業者養成研修（次項において「研修」と総称する。）の事業を行う者は、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容に代えて、この告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容により、当該事業を行うことができる。

第四条 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、第二条の規定によりなおその効力を有することとされたこの告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、この告示による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(福祉・介護職員処遇改善加算に係る経過措置)

第二条 令和三年三月三十一日において現に第一条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(次条において「旧介護給付費等単位数表」という。)第1の5の注の二若しくはホ、第2の6の注の二若しくはホ、第3の5の注の二若しくはホ、第4の5の注の二若しくはホ、第5の6の注の二若しくはホ、第6の14の注の二若しくはホ、第7の13の注の二若しくはホ、第8の3の注の二若しくはホ、第9の14の注の二若しくはホ、第10の9の注の二若しくはホ、第11の13の注の二若しくはホ、第12の16の注の二若しくはホ、第13の15の注の二若しくはホ、第14の17の注の二若しくはホ若しくはホ、第15の9の注の二若しくはホ、第二十条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(次条において「旧障害児通所給付費等単位数表」という。)第1の13の注の二若しくはホ、第2の10の注の二若しくはホ、第3の11の注の二若しくはホ、第4の4の注の二若しくはホ又は第二十一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(次条において「旧障害児入所給付費単位数表」という。)第1の10の注の二若しくはホ若しくはホ、第2の6の注の二若しくはホに係る届出を行っている事業所又は施設であつて、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(以下「新介護給付費等単位数表」という。)第1の5の注、第2の6の注、第3の5の注、第4の5の注、第5の6の注、第6の14の注、第7の14の注、第8の3の注、第9の14の注、第10の9の注、第11の13の注、第12の16の注、第13の15の注、第14の17の注若しくは第15の9の注、第二十条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(以下「新障害児通所給付費等単位数表」という。)第1の13の注、第2の10の注、第3の11の注、第4の4の注若しくは第5の3の注又は第二十一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(以下「新障害児入所給付費単位数表」という。)第1の10の注若しくは第2の6の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることとする。この場合において、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定に当たっては、新介護給付費等単位数表、新障害児通所給付費等単位数表又は新障害児入所給付費単位数表の規定により算定した福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)を用いることとする。

(福祉・介護職員処遇改善特別加算に係る経過措置)

第三条 令和三年三月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表第1の6の注、第2の7の注、第3の6の注、第4の6の注、第5の7の注、第6の15の注、第7の14の注、第8の4の注、第9の15の注、第10の10の注、第11の14の注、第12の17の注、第13の16の注、第14の18の注若しくは第15の10の注、旧障害児通所給付費等単位数表第1の14の注、第2の11の注、第3の12の注、第4の5の注若しくは第5の4の注又は旧障害児入所給付費単位数表第1の11の注若しくは第2の7の注に係る届出を行っている事業所又は施設であつて、新介護給付費等単位数表第1の5の注、第2の6の注、第3の5の注、第4の5の注、第5の6の注、第6の14の注、第7の14の注、第8の3の注、第9の14の注、第10の9の注、第11の13の注、第12の16の注、第13の15の注、第14の17の注若しくは第15の9の注、新障害児通所給付費等単位数表第1の13の注、第2の10の注、第3の11の注、第4の4の注若しくは第5の3の注又は新障害児入所給付費単位数表第1の10の注若しくは第2の6の注に係る届出を行っていないものにおける福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることとする。この場合において、旧介護給付費等単位数表第6の15の注、第11の14の注、第13の16の注及び第14の18の注中「単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数)とあるのは「単位数」と、旧介護給付費等単位数表第7の14の注中「[12]とあるのは「[13]」と「単位数(指定宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の8に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の10に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。))において行う場合については1000分の6に相当する単位数」とあるのは「単位数」と、[13]とあるのは「[4]」と、旧介護給付費等単位数表第10の16の注中「1000分の8(指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数)とあるのは「1000分の8」と、旧介護給付費等単位数表第10の17の注中「[5の4]とあるのは「[5の5]」とある。

(サービス提供の実施加算等に係る経過措置)

第四条 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間は、新介護給付費等単位数表第14の8の2の注の規定の適用については、「に限る」とあるのは「に限る。）」又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修(Ⅰ)及び(Ⅱ)者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上(当該2名以上のうち1名は障害者等とする。))とあるのは「障害者等を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として」及び「者のいすべか」とあるのは「者」とある。

第五条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第七条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準第三十九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) に限る。	に限る。又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修
次の(一)及び(二)に掲げるものを指定自立生活援助事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。 法第四十一条に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事が認める者 (一) 管理者、サービスマニエール責任者又は地域生活支援員	法第四十一条に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事が認める者を指定自立生活援助事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること。
(2) 者のいずれか	者

第六条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第三十三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第七号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) に限る。	に限る。又はこれに準ずるものとして市町村長が認める研修
次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。 法第四十一条に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者 (一) 管理者、相談支援専門員その他の指定計画相談支援に従事する者	法第四十一条に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者を指定特定相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること。
(2) 者のいずれか	者

第七条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第三十四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第七号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) に限る。	に限る。又はこれに準ずるものとして市町村長が認める研修
次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。 (一) 障害者総合支援法第四十一条に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者 (二) 管理者、相談支援専門員その他の指定障害児相談支援に従事する者	障害者総合支援法第四十一条に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと市町村長が認める者を指定障害児相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること。
(2) 者のいずれか	者

第八条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第三十五条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(以下この条において「新地域相談支援基準」という。)第三号(新地域相談支援基準第八号において準用する場合を含む。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) に限る。	に限る。又はこれに準ずるものとして都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市)以下「指定都市」という。又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市の市長(以下同じ)が認める研修
-------------	--

<p>(一) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であったと都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長が認める者</p> <p>(二) 管理者又は指定基準第三条第一項に規定する指定地域移行支援従事者</p>	<p>法第四条第一項に規定する障害者(以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。)又は障害者であったと都道府県知事が認める者を指定地域移行支援事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること</p>
<p>(2) 者のいずれか</p>	<p>者</p>

(医療的ケア区分に係る経過措置)

第九條 施行日から令和四年六月三十日までの間は、第十二條の規定による改正後の厚生労働大臣が定める者第五号の五、新障害児通所給付費等単位数表第一の一のイ並びに第三十條の規定による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第三号、第九号及び第十五号の二中「以上である」とあるのは「以上又はこれに準ずる状態である」とする。

(障害福祉サービス経験者に係る経過措置)

第十條 この告示の施行の際現に指定を受けている児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。次条において「指定通所支援基準」という。)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(附則第十二条において「旧指定児童発達支援事業者」という。)に対する新障害児通所給付費等単位数表第一の一の注8及び注9並びに第一の5の注1から注3までの規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、新障害児通所給付費等単位数表第一の一の注8及び注9中「届け出た指定児童発達支援事業所(児童指導員等又は保育士を2人以上配置している場合に限る。)」と「新障害児通所給付費等単位数表第一の5の注1中「児童指導員」とあるのは「児童指導員若しくは児童指導員若しくは児童指導員(学校教育法(昭和二十二年法律第六号)の規定による中等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。)」と「新障害児通所給付費等単位数表第一の5の注2中「児童指導員」とあるのは「児童指導員若しくは児童指導員若しくは児童指導員(学校教育法(昭和二十二年法律第六号)の規定による中等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。)」と「新障害児通所給付費等単位数表第一の5の注3中「併し又は保育士」とあるのは「併し又は保育士若しくは児童指導員」とする。

第十一條 この告示の施行の際現に指定を受けている指定通所支援基準第六十六條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(附則第十三条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)に対する新障害児通所給付費等単位数表第三の一の注7及び注8並びに第三の4の注1から注3までの規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、新障害児通所給付費等単位数表第三の一の注7及び注8中「届け出た指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「届け出た指定放課後等デイサービス事業所(児童指導員等又は保育士を2人以上配置している場合に限る。)」と「新障害児通所給付費等単位数表第三の4の注1及び注2中「児童指導員」とあるのは「児童指導員若しくは児童指導員若しくは児童指導員(学校教育法(昭和二十二年法律第六号)の規定による中等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。)」とする。

第十二條 旧指定児童発達支援事業者に対する第三十二條の規定による改正後の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成二十四年厚生労働省令第二百七十一号。次条において「障害児の数の基準等」という。)(第一号口の表の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同表中「又は保育士」とあるのは「保育士」と、国家戦略特別区域限定保育士」とあるのは「国家戦略特別区域限定保育士」又は障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和二十二年法律第六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。)」とする。

第十三條 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する障害児の数の基準等第三号口の表の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同表中「又は保育士」とあるのは「保育士」と、「国家戦略特別区域限定保育士」とあるのは「国家戦略特別区域限定保育士」又は障害福祉サービス経験者」とする。

(基本報酬に係る経過措置)

第十四條 令和三年九月三十日までの間は、新介護給付費等単位数表第一の一のイからホまで、第二の一のイ及びロ、第三の一のイからトまで、第四の一のイからタまで、第五の一のイ及びロ、第六の一のイからニまで、第七の一のイからホまで、第八の一のイからハまで、第九の一のイからヘまで、第十の一のイからヘまで、第十一の一のイ及びロ、第十二の一のイ及びロ、第十三の一のイ及びロ、第十四の一のイからホまで、第十四の二の一のイからハまで、第十四の三の一のイ及びロ、第十五の一のイからニまで、第十五の二の一のイからホまで、第十五の三の一のイからホまで及び第二の一のイからニまで、第二十二條の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第一の一のイからハまで並びに第二の一のイ及びロ、第二十三條の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表一のイ及びロ並びに第二十四條の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表一のイ及びロについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。